東日本大震災からの復興の状況に関する報告

平成26年11月

この報告は、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第10条の2の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について行うものである。

(目次)

復	興の	概況・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
Ι	復	興の現	状																											
	1	避難者	等(の∜	犬況					•	•				•	•			•		•				•			•	Ρ	3
	2	地域で	5 <	IJ																										
		(1)	災	害虏	棄	物	の ₂	処	理	状	況	•		•		•	•											•	Р	5
		(2)	公:	共イ	′ン	フ	ラ	の :	本	格	復	旧		復	興	の	状	況											Р	6
		(3)	復	興ま	₹ち	づ	<	IJ	の	状	況	•		•															Р	9
		(4)	職!	員応	돐援	の	状	況		•				•															Р	11
		(5)	国	営追	悼	•	祈	念	施	設	(仮	称	()		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	11
	3	産業・	雇	用																										
		(1)	被	災地	也経	済	の	概	況	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	Р	12
		(2)	主	要業	き 種	別	の	概	況	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	Р	13
		(3)	事	業者	香の	状	況		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•	•	•		•		•	Р	20
		(4)	雇	用σ)状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	22
	4	原子力	災	害ヵ	いら	の	復.	興																						
		(1)	避	難指	示	区	域	の (状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	24
		(2)	賠	賞₫)状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	27
		(3)	除	染等	手の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	28
		(4)	放	射網	記	ょ	る	健	康	^	の	影	響	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	31
Π	復	興の取	組																											
	1	現場主	:義(こ立	Īつ	た	復.	興	加	速	化																			
		(1)	被	災地	也共	通	の :	主	要	課	題	^	の	対	応	•													Р	34
		(2)	原-	子力	災	害	か	b	の	復	興	に	向	け	た	取	組	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	Ρ	35
	2	被災地		_								_																		
		(1)	往!	ショ	1建		復	嗣	#	七	づ	1	LI	ω	hΠ	渖	11													

	①住宅再建・復興まちづくりの加速化措置 (第四弾)・・・・P3
	②住宅再建・復興まちづくりの加速化措置 (第五弾)・・・・P3
	(2) 産業・なりわいの再建
	①産業復興の取組 ・・・・・・・・・・・・P4
	②商業集積・商店街再生加速化パッケージ ・・・・・・P4
	③産業復興創造戦略 ・・・・・・・・・・・・・・P4
	(3)健康・生活支援
	①健康・生活支援に関する取組 ・・・・・・・・・P4
	②多様な担い手による活動への支援 ・・・・・・・・P4
	(4)「新しい東北」の創造に向けて
	①復興推進委員会における審議過程 · · · · · · · · · P50
	②「新しい東北」の推進に向けた取組 ・・・・・・・P50
3	原子力災害からの復興に向けた取組
	(1)福島の復興・再生に係る制度的な取組 ·・・・・・・P5
	(2)公共インフラの復旧の取組 ・・・・・・・・・P5-
	(3)避難指示区域等への帰還に向けた取組 ······P5
	(4)長期避難者に対する支援 ・・・・・・・・・・P59
	(5) 住民意向調査の実施 ・・・・・・・・・・・P6
	(6)原子力災害による健康不安等に関する被災者支援 ···・P6
	(7) 除染加速のための取組 ・・・・・・・・・・P6
	(8)産業・雇用の課題と取組 ・・・・・・・・・・P6
	(9) リスクコミュニケーション ・・・・・・・・・P6
	(10) 原子力災害による風評被害を含む影響への対応 ・・・・P64
4	各種制度、予算・決算
	(1)復興関係制度の活用状況
	①復興特区の活用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ P6
	②復興交付金の活用状況・・・・・・・・・・・・・・・ P69
	③福島再生加速化交付金等の活用状況 ・・・・・・・・ P70
	(2)予算・決算
	①復興財源 ・・・・・・・・・・・・・・・ P7/2
	②予算 ·····P75
	③決算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P75
	④復興関連予算使途の厳格化 ・・・・・・・・・・P74

東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第10条の2により、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告することとされている。本報告は、東日本大震災からの復興の状況について、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間を中心に取りまとめたものである。

復興の概況

〇 復興の現状

- 東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、 地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響 を及ぼした。
- 当初約47万人に上った避難者は、約24万人となり、そのほとんどが仮設 住宅等に入居している。仮設住宅等への入居戸数は減少しており、住まいの 再建への動きが進みつつある。
- ・ 公共インフラについては、本格復旧・復興の加速化を進めており、地域ごとに状況は異なるものの、概ね復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、 着実に推進されている。高台移転や災害公営住宅は、岩手県、宮城県では8 割を超える事業が始まっている。
- ・ 平成28年3月までの民間住宅等用宅地の整備見通し(累計)は、岩手県、 宮城県ともに概ね5割であり、災害公営住宅の完成見通し(累計)は、岩手 県が概ね6割、宮城県が概ね8割である。福島県は、それぞれについて計画 戸数が未確定の地域があるが、現時点で予定されている計画戸数に基づけば、 民間住宅等用宅地の整備見通し(累計)は概ね4割、災害公営住宅の完成見 通し(累計)は概ね5割である。
- ・ 被災地域の鉱工業生産は概ね被災地域以外の水準に回復し、有効求人倍率 も1倍を超えているが、津波被災地域等における産業や商店街の復興や一部 の沿岸部の雇用者数の回復、雇用のミスマッチ解消等の課題がある。
- ・ 原子力災害からの復興については、除染、インフラ復旧、放射線による健康不安の払拭に向けた取組等が進められ、一部の地域において避難指示が解除されるに至った。一方、長期に避難を余儀なくされている方々に対しては、町外コミュニティの整備等により支援を行っている。

〇 復興の取組

- ・ 政府は、震災発生直後から被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に 当たってきており、復興庁設置後も、自治体と協力しつつ、被災者の生活支 援やインフラの復旧等に取り組んでいる。この際、復興施策に関する事業計 画や工程表を策定し、定期的に進捗状況を把握しながら、進行管理を行って きた。
- ・ 発災直後と比べれば、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、 被災地域の状況や、被災者の置かれた状況に応じて、住宅再建・復興まちづ くりの加速化、なりわいの再建、健康・生活支援、原子力災害による環境汚 染や健康不安、風評被害の克服等の様々な課題がある。
- ・ 政府は、現場主義に立って、1日も早い住宅再建・復興まちづくりに向け、 復興事業の工程や目標等を示し、事業の加速化に向け取り組んでいる。また、 並行して、本格的な産業復興に向けた企業等への支援や、避難の長期化を踏 まえた被災者の健康・生活支援等に取り組んでいる。
- ・ さらに、震災復興の中で、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の 創造に向け、地域の先導的な取組を支援するとともに、人材派遣や民間投資 を促進するため、官民連携を推進する新たな仕組みを構築している。
- ・ 原子力災害からの復興については、我が国がこれまでに経験したことのない事態であり、放射線による健康への影響の懸念を始めとする不安がある中で、避難者の帰還・定住のための環境整備と長期避難者に対する支援に取り組んでいる。

I 復興の現状

1 避難者等の状況

発災以降の避難者数については、原子力災害による避難も含め、全国で約47万人に上った避難者は、平成26年9月11日時点で、約24万人となっている。

避難者の仮設住宅等への入居状況については、平成 26 年 9 月 1 日時点で、92,856 戸(213,796 人)となっており、内訳は、公営住宅等が 7,579 戸(20,339 人)、民間住宅が 43,890 戸(104,130 人)、仮設住宅が 41,387 戸(89,327 人)である。入居戸数は減少しており(平成 25 年 9 月 1 日時点では 110,475 戸(263,310 人))、恒久住宅への移転が始まりつつある。

住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金の加算支援金については、平成 26 年 9 月末時点で、住宅の建設・購入により 43,710 世帯、補修により 57,421 世帯、賃貸により 14,610 世帯が受給している。また、災害公営住宅への入居者決定戸数は、平成 26 年 8 月末時点で 2,832 戸となっている。

<参考:避難者等の減少>

	発災3日目※1	現時点 (平成 26 年 9 月 11 日)				
	(平成23年3月14日)	全体※2	住宅等	親族・知人宅等	病院等	
避難者等の数	約 47 万人	243, 040 人	226, 387 人	16, 141 人	512 人	

- ※1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の避難 状況の合計
- ※2 復興庁調べ 全国の住宅等(公営、応急仮設、民間賃貸等)、親族・知人宅等、病院 等にいる者の合計

<参考:仮設住宅等の入居状況>

	入居戸数	備考
公営住宅等	7,579 戸	全国計
		入居者数 20,339 人
民間住宅	43,890 戸	全国計
		入居者数 104, 130 人
仮設住宅	41, 387 戸	岩手県、宮城県、福島県、茨城県
(プレハブ)		入居者数 89,327 人

[※] 内閣府調べ(平成 26 年 9 月 1 日時点) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づ き供与される「応急仮設住宅」への種別入居状況

<参考:避難者等の数(避難先の都道府県別)>

避難先の都道府県(多い順)	避難者等の数
福島県	78, 577 人
宮城県	77, 836 人
岩手県	31, 714 人
東京都	7, 659 人
埼玉県	5, 591 人
山形県	4, 808 人
茨城県	4, 343 人
新潟県	4, 222 人
その他	28, 290 人

[※] 復興庁調べ(平成26年9月11日時点)

2 地域づくり

(1) 災害廃棄物の処理状況

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、被災した 13 道県 239 市町村(福島県の避難区域を除く)において、災害廃棄物約 2,000 万トン、津波堆積物約 1,100 万トンが発生した。

被災県内での処理に加え、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部(全体の約5%)については1都1府16県での広域処理により、目標として設定した平成26年3月末までに、福島県の一部地域を除いてこれらの処理が完了した。また、復興事業・公共事業等において、災害廃棄物の約8割、津波堆積物のほぼ全量が再生利用されている。

福島県(避難区域を除く)については、平成26年9月末時点で災害廃棄物等の約88%の処理が完了している。処理が完了していない地域については、市町村と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指している。

<参考:災害廃棄物等全体(13道県)の処理状況>

	道県数	市町村数	処理完了 市町村数	推計量	処理量	処理割合
災害廃棄物	13	239	238	2,011 万 t	1,981 万 t	99%
津波堆積物	6	36	32	1,061 万 t	1,024 万 t	97%

[※] 環境省調べ(平成26年9月末時点)

[※] 福島県は避難区域を除く。

(2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況

公共インフラの復旧については、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進している。

各事業の進捗状況については、以下のとおりである(特記したものを除き、福島県の避難指示区域を除く)。

①安全・安心のための基盤整備関係(平成26年9月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況)

海岸対策については、被災した地区海岸数 468 地区中、本復旧工事に着工した地区海岸数は、341 地区(約73%)となっている。

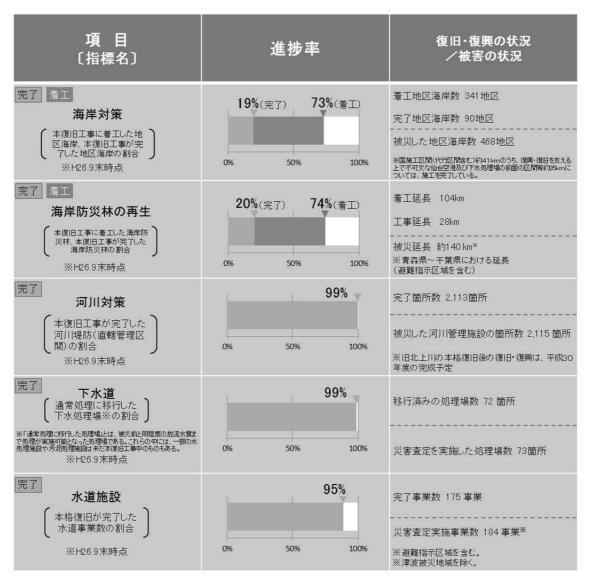
海岸防災林については、避難指示区域を含む被災延長距離約 140 キロメートル中、復旧工事に着工した距離は、104 キロメートル(約 74%)となっている。

河川対策(直轄管理区間)については、被災した河川管理施設 2,115 箇所中、本復旧工事が完了した箇所は、2,113 箇所(約99%)となっている。

下水道については、災害査定を実施した処理場数 73 箇所中、通常処理に 移行した処理場数は、72 箇所(約 99%)となっている。

水道施設については、災害査定を実施(予定含む) した 184 事業中(避 難指示区域を含む。津波被災地域を除く)、175 事業(約 95%)において、 本格復旧が完了した。

く参考>



- ※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

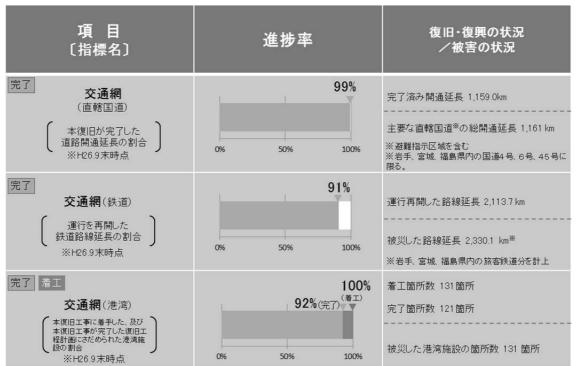
②交通関係(平成 26 年9月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)

道路については、岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号の総開通延長距離1,161キロメートル中、本復旧完了等の開通延長距離は、1,159キロメートル(約99%)となっている(避難指示区域を含む)。

鉄道については、岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離 2,330.1 キロメートル中、鉄道運行を再開した路線の延長距離は、2,113.7 キロメートル(約91%)となっている。

港湾については、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設 131 箇所の全てで本復旧工事が着工しており、121 箇所(約 92%)において本復旧工事が完了している。

<参考>



- ※ 空港機能については 100%復旧
- ※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

(3)復興まちづくりの状況

住宅再建は、防災集団移転促進事業などの宅地の整備について、順次、 着工が始まりつつある。また、災害公営住宅についても建設が始まっている。 進捗状況については、以下のとおりである(平成26年9月末時点。特記し たものを除き、福島県の避難指示区域を除く)。

高台移転などの防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」 に基づき事業が予定されている 342 地区の全てにおいて事業着手の法定手 続である大臣同意に至っており、324 地区(約 95%)において造成工事に着手 し、97 地区(約 28%)において完了している。

また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づき事業が予定されている50地区の全てにおいて事業化の段階に達しており、46地区(約92%)において造成工事に着手し、1地区(約2%)において完了している。

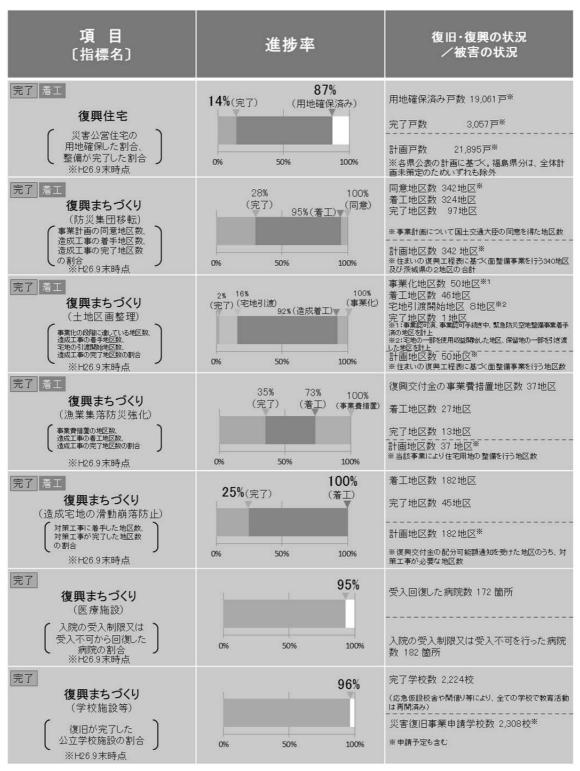
各県が公表している必要災害公営住宅の戸数は、21,895 戸であり、この うち、用地を確保した戸数は、19,061 戸(約 87%)となっており、3,057 戸(約 14%)において完了している(いずれも福島県を除く)。

また、被災者生活再建支援金の支給状況をみると、住宅が全壊するなど して基礎支援金を受給した 190,872 世帯のうち、住宅を建設・購入するなど して加算支援金を受給した世帯は 115,741 世帯(約 61%)となっており、 住宅の自主再建が進んでいる。

医療施設については、被災直後に入院の「受入制限」又は「受入不可」とした病院 182 箇所中、当該制限等から回復した病院は、172 箇所(約 95%)となっている(避難指示区域、廃止済みの病院を除く)。

学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した(予定含む) 学校 2,308 校中、復旧が完了した学校は、2,224 校(約96%)となっている。

く参考>



- ※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

(4)職員応援の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中、被災自治体における人員 やノウハウの不足を補い事業を進める必要がある。

平成 26 年 4 月 1 日時点で、全国の自治体から 2,229 人の職員が被災自治体に派遣されている。これに加え、公務員 O B、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を復興庁職員として採用し、被災市町村に駐在させるとともに、都市再生機構においては、平成 26 年 4 月 1 日時点で、現地復興支援体制 400 人で事業の推進を支援している。

併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進している。

(5) 国営追悼・祈念施設(仮称)

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市に、国営追悼・祈念施設(仮称)を設置することについて、平成26年10月31日に閣議決定を行った。

3 産業・雇用

(1)被災地経済の概況

被災地域の鉱工業生産は、震災により一時的に大きく落ち込んだが、サプライチェーンの速やかな回復等により、その後は急速に持ち直し、復興需要の下支えもあり、概ね被災地域以外の水準に回復している。大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県については、震災前の水準へ回復する傾向にある。

<参考:鉱工業の復興(震災に係る地域別鉱工業指数)>

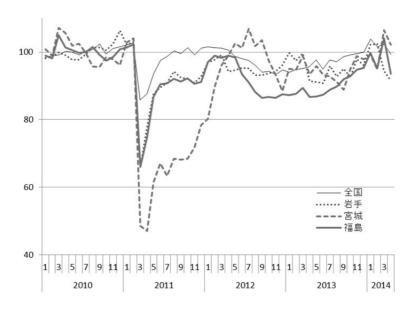
被災地域全体の鉱工業生産指数は、震災後 30 ポイントほど低下した。 平成 26 年 6 月分の指数 (確報) は、被災地域が 89.9 (被災前: 103.5) となり、被災地域以外は 97.2 (被災前: 102.6) となった。



- ※ 経済産業省「震災に係る地域別鉱工業指数」
- ※ 被災地域 東日本大震災(長野県北部地震を含む)にて、災害救助法の適用を 受けた市区町村(東京都の帰宅困難者対応を除く)

<参考:鉱工業の復興(被災3県の鉱工業生産指数の変化)>

平成 26 年 7 月分の鉱工業生産指数は、全国は 97.0 (被災前: 102.7)、 岩手県は 94.7 (被災前: 103.0)、宮城県は 88.1 (被災前: 104.1)、福島 県は 89.6 (被災前: 102.3) となった (平成 22 年=100、いずれも季節調 整済み)。



※ 各県等公表資料を元に復興庁作成

(2) 主要業種別の概況

①製造業

製造業については、製造品出荷額等が、内陸部を中心に輸送機械では震災前を超え、一般機械で震災前の水準に戻りつつある。また、復興需要を背景に、窯業・土石も震災前を超えて高い伸びとなっている。このように、ものづくり産業については、内陸部の自動車産業等や復興需要に関連する業種では中小企業を含め回復が進んでいる。食料品や金属製品など中小企業等の割合の高い業種でも、震災前の約8割まで回復している。

一方、造船業においては、応急的復旧はしているものの、地盤沈下等の 影響により、震災前の能力を回復するには至っていない。また、電子部品 デバイス関連など他の分野のものづくり企業では、震災直後のサプライチ ェーンの遮断を機に生じた発注先の変更や、国際競争の激化と国内生産の 縮小等の影響が残り、回復は厳しい状況にある。

<参考: 3県の製造品出荷額等>(単位:億円)

F /\		岩手			宮城			福島			3県	
区 分	22年	24年	増減	22年	24年	増減	22年	24年	増減	22年	24年	増減
県 計	20,991	22,296	6%	35,689	34,242	-4%	50,957	45,526	-11%	107,637	102,064	-5%
09 食 料 品	3,315	3,054	-8%	5,732	4,430	-23%	2,782	2,553	-8%	11,829	10,037	-15%
10 飲料・たばこ	392	129	-67%	1,549	1,441	-7%	3,241	3,086	-5%	5,182	4,656	-10%
11 繊 維	225	241	7%	228	199	-13%	472	504	7%	925	944	2%
12 木 材 ・ 木 製 品	539	565	5%	582	564	-3%	489	493	1%	1,611	1,622	1%
13 家 具 ・ 装 備 品	56	52	-7%	84	227	170%	409	395	-3%	549	674	23%
14 パルプ・紙	756	735	-3%	2,168	1,588	-27%	1,530	1,532	0%	4,454	3,855	-13%
15 印 刷	411	388	-6%	1,231	1,061	-14%	450	430	-4%	2,092	1,879	-10%
16 化 学	667	578	-13%	807	1,141	41%	4,874	4,156	-15%	6,349	5,876	-7%
17 石油・石炭	88	100	14%	5,018	5,299	6%	76	151	99%	5,181	5,549	7%
18プラスチック	411	382	-7%	855	690	-19%	2,120	1,952	-8%	3,385	3,025	-11%
19ゴ ム 製 品	52	60	16%	705	691	-2%	1,591	1,648	4%	2,348	2,399	2%
20 皮 革 製 品	69	82	18%	14	16	15%	111	98	-12%	194	196	1%
21 窯 業 ・ 土 石	636	776	22%	846	971	15%	1,883	1,950	4%	3,365	3,697	10%
22 鉄 鋼	777	800	3%	1,927	1,784	-7%	812	994	22%	3,516	3,578	2%
23 非 鉄 金 属	166	157	-5%	704	565	-20%	2,100	1,713	-18%	2,969	2,435	-18%
24 金 属 製 品	993	924	-7%	1,484	1,577	6%	2,698	2,384	-12%	5,175	4,886	-6%
25 は ん 用 機 械	763	721	-6%	333	185	-45%	1,431	1,510	5%	2,528	2,416	-4%
26 生 産 用 機 械	1,273	1,577	24%	1,531	1,924	26%	1,372	1,373	0%	4,176	4,874	17%
27 業 務 用 機 械	556	559	1%	762	665	-13%	2,278	2,197	-4%	3,596	3,421	-5%
28 電 子 部 品	2,938	1,707	-42%	4,313	2,570	-40%	4,847	3,538	-27%	12,098	7,815	-35%
29 電 気 機 械	725	691	-5%	1,136	1,431	26%	2,938	2,154	-27%	4,799	4,276	-11%
30 情報通信機械	888	804	-9%	1,551	1,598	3%	7,927	6,650	-16%	10,366	9,053	-13%
31 輸 送 用 機 械	3,946	6,858	74%	1,775	3,252	83%	4,109	3,681	-10%	9,830	13,790	40%
32 そ の 他	348	352	1%	352	374	6%	419	383	-8%	1,119	1,109	-1%

[※] 経済産業省「平成 22 年工業統計調査」及び「平成 24 年工業統計調査」より抜粋・編集

<参考:東北の造船業(鋼船建造実績及び修繕実績)>

(単位:隻/トン数)

	鋼船建造実績							
	平成 22 年	平成 25 年	増減					
建造隻数	27	32	-					
建造トン数	364,902.0	128,341.0	-64.8%					

(単位:隻/トン数)

	修繕実績							
	平成 22 年	平成 25 年	増減					
修繕隻数	1,711	1,448	-					
修繕トン数	583,705.0	305,045.0	-47.7%					

※ 国土交通省「平成 22 年造船造機統計調査」及び「平成 25 年造船造機統計調査」より抜粋・ 編集

②建設業

建設業については、復興需要の影響もあり、平成 25 年における公共機関からの受注工事の請負契約額が震災前の約3倍から4倍になっており、総じて好況にある。

<参考:工事場所別・発注者別保証実績表> (単位:百万円,%)

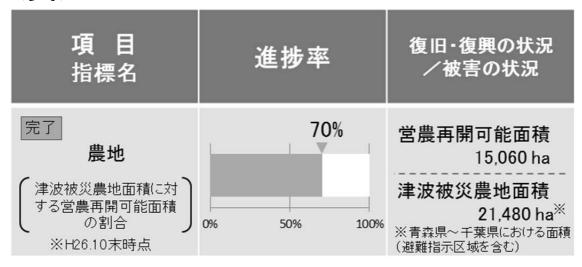
		件数			請負金額		
		H22年度	H25年度	増減	H22年度	H25年度	増減
岩	手	5,278	5,684	8%	169,230	493,620	192%
宮	城	6,438	7,381	15%	203,974	800,061	292%
福	島	6,113	7,579	24%	184,703	909,943	393%
3	県 計	17,829	20,644	16%	557,907	2,203,624	295%

※ 東日本建設業保証株式会社調べ

③農業

農業については、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県において、21,480 ヘクタールの農地(避難指示区域含む)が津波による被害を受けた。これに対し、がれきの除去や除塩、排水機場等の農業用施設の復旧等を支援することにより、平成26年10月末時点で、津波被災農地のうち約15,060 ヘクタール(約70%)で営農再開が可能となっている。

<参考>



※ 復興庁調べ

4水産業

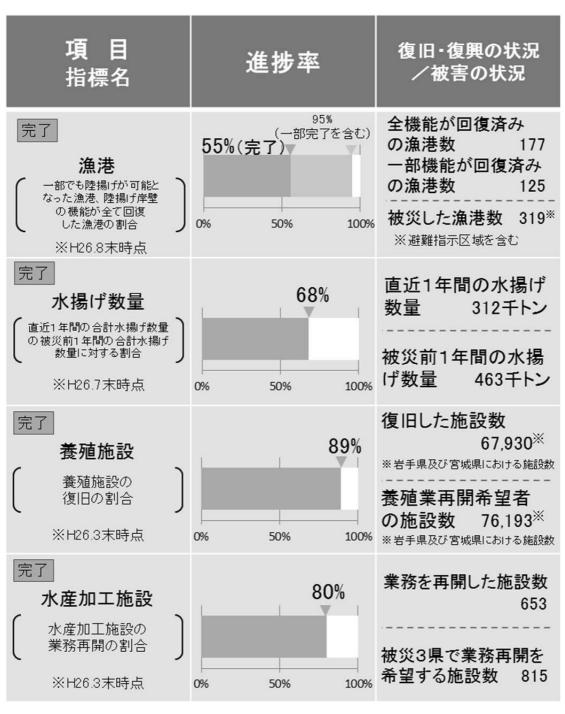
水産業については、319 漁港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、 水産加工場施設等に甚大な被害が生じた。

漁港については、平成 26 年 8 月末時点で、被災した 319 漁港 (避難指示区域を含む)中、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港は、177 漁港(約55%)、一部でも陸揚げが可能となった漁港を含めると 302 漁港(約95%)となっている。

岩手、宮城、福島の3県において、主要な魚市場水揚げ数量は、被災前に比べ約68%となっている(直近1年間(平成25年8月から平成26年7月)の合計の水揚げ数量の被災前1年間(平成22年3月から平成23年2月)の合計に対する比率)。

岩手県、宮城県の養殖業再開希望者の養殖施設については、平成 26 年 3 月末時点で、76,193 施設中、復旧した施設は、67,930 施設(約89%)となっている。また、被災 3 県で業務再開を希望する水産加工施設については、平成 26 年 3 月末時点で、815 施設のうち 653 施設(約80%)が業務を再開している。

く参考>



- ※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

5観光業

観光業については、震災のあった平成23年時点での岩手、宮城、福島の3県における観光客中心宿泊施設の延べ宿泊人数は、前年比で16.8%減少した。

平成 25 年時点においては、平成 22 年比で 15.4%減となっており、依然 として厳しい状況である。

<参考:観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数>(単位:人泊,%)

	平成 22 年	平成 25 年	増減
岩手	2, 888, 190	2, 789, 560	-3.4%
宮城	4, 291, 600	3, 776, 420	-12.0%
福島	6, 359, 610	4, 892, 700	-23.1%
3 県計	13, 539, 400	11, 458, 680	-15. 4%
全国	216, 384, 110	220, 910, 550	2.1%

[※] 国土交通省「宿泊旅行統計調査」

(注) 平成 22 年 4-6 月期調査より従業者数 9 人以下を含む全宿泊施設に調査対象 を拡充しているため、平成 22 年、平成 25 年の 1-3 月期の数値は従業者数 10 人以上の宿泊施設の数値を採用。

⑥運送業

旅客自動車運送事業では、乗合バス事業についてみると、平成 25 年度の輸送人キロは被災 3 県全体で 0.9% (平成 22 年度比)となっており、震災前の水準まで回復している。一方、貸切バス事業についてみると、輸送人キロは被災 3 県全体で ▲ 28.1% (平成 22 年度比)となっており、依然厳しい状況にある。旅客船事業については、震災により大きく減少した輸送人員が回復しつつあるものの、平成 25 年度の輸送人キロは依然として ▲ 26.6% (平成 21 年度比)となっている。

く参考>

乗合バス事業による輸送 (単位:千人キロ)

		平成22年度	平成25年度	増減
岩	手	280,453	279,840	-0.2%
宮	城	715,655	723,906	1.2%
福	島	327,238	331,189	1.2%
3県計		1,323,346	1,334,935	0.9%
全	玉	28,615,825	30,736,561	7.4%

貸切バス事業による輸送 (単位:千人キロ)

		平成22年度	平成25年度	増減
岩	手	431,453	319,780	-25.9%
宮	城	1,065,248	701,436	-34.2%
福	島	902,996	704,791	-21.9%
3県	計	2,399,697	1,726,007	-28.1%
全	玉	41,338,862	36,790,402	-11.0%

※ 国土交通省「自動車輸送統計調査」

<参考:旅客船事業による輸送> (単位:千人キロ)

		平成21年度	平成25年度	増減
岩	手	2,145	688	-67.9%
宮	城	25,515	19,891	-22.0%
福	島	2,374	1,462	-38.4%
3 県	計	30,034	22,041	-26.6%

※ 国土交通省調べ

⑦商業・サービス業

内陸部の商業・サービス業は迅速に復旧し、被災3県の大型小売店販売額は、平成23年5月には震災前の水準まで回復し、その後、概ね震災前水準を維持している。一方、沿岸部(津波被災地域)では、仮設店舗等の設置やグループ補助金等により事業再開が進んだものの、市街地復興に伴う地域住民の帰還と表裏一体であり、商業・サービス業の本格復旧はこれからの状況にある。

<参考:大型小売店販売額>(単位:百万円)

		平成22年	平成25年	H25/H22
岩	手	142,025	139,669	98.3%
宮	城	386,740	421,606	109.0%
福	島	223,494	242,588	108.5%
全	田	19,579,063	19,777,407	101.0%

※ 経済産業省「商業販売統計年報」、東北経済産業局「東北地域大型小売店販売額動向」

(3) 事業者の状況

①売上高

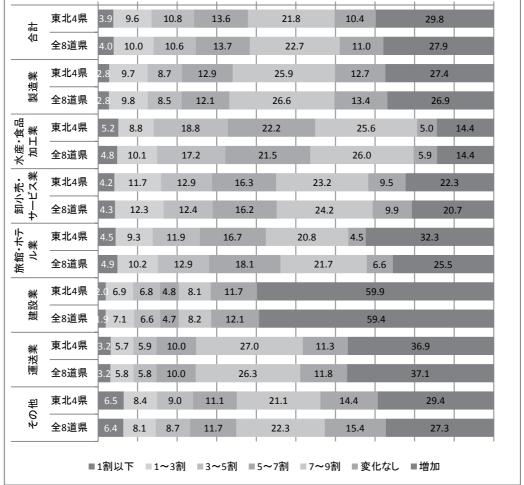
中小企業等グループ補助金等により早期に復旧を果たした事業者のアンケート調査の結果をみると、東北4県(青森県、岩手県、宮城県、福島県)において、売上高が震災前の売上げ水準に回復している事業者は、全体の約4割である。復興需要関連の業種では、建設業では約7割、運送業で約5割の事業者の売上げが震災前の水準以上に回復している。一方、水産・食品加工業では、水産加工施設は約8割が業務再開し(「(2)④水産業」参照)、生産設備の復旧が進んでいるものの、売上げの回復が遅れており、震災前の水準に回復した事業者は約2割である。また、水産・食品加工業を除く製造業でも約4割、卸小売・サービス業も約3割である。

90%

100%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 東北4県 3.9 9.6 10.8 13.6 21.8 10.4

<参考:事業者の震災直前の売上げ水準からの変化状況>



※ 「グループ補助金交付先アンケート調査」(平成 26 年 6 月東北経済産業局)

②事業所数

被災3県の沿岸市町村における事業所数は、平成24年は震災前の平成21年比で14.6%減少しており、全国平均(▲6.9%)と比べても大きく減少している。また、事業所数が震災前に比べ、50%以上も減少している市町村もある。

<参考:被災3県の沿岸市町村における事業所数の推移>(単位:か所、%)

	21年	24年	増減率(%)
全国	6,199,222	5,768,489	-6.9%
合計	119,408	101,982	-14.6%
宮古市	3,104	2,623	-15.5%
大船渡市	2,654	2,042	-23.1%
久慈市	2,104	1,915	-9.0%
陸前高田市	1,231	634	-48.5%
釜石市	2,343	1,706	-27.2%
上閉伊郡大槌町	770	206	-73.2%
下閉伊郡山田町	869	342	-60.6%
下閉伊郡岩泉町	595	532	-10.6%
下閉伊郡田野畑村	156	130	-16.7%
下閉伊郡普代村	165	152	-7.9%
九戸郡野田村	193	158	-18.1%
九戸郡洋野町	705	649	-7.9%
仙台市	51,203	49,028	-4.2%
石巻市	9,016	5,763	-36.1%
塩竈市	3,271	2,728	-16.6%
気仙沼市	4,458	2,627	-41.1%
名取市	2,874	2,484	-13.6%
多賀城市	2,509	2,034	-18.9%
岩沼市	1,978	1,752	-11.4%
東松島市	1,662	1,082	-34.9%
亘理郡亘理町	1,128	927	-17.8%
亘理郡山元町	553	393	-28.9%
宮城郡松島町	668	589	-11.8%
宮城郡七ケ浜町	578	462	-20.1%
宮城郡利府町	1,017	963	-5.3%
牡鹿郡女川町	615	191	-68.9%
本吉郡南三陸町	870	268	-69.2%
いわき市	15,986	14,917	-6.7%
相馬市	1,915	1,804	-5.8%
南相馬市	3,594	2,467	-31.4%
双葉郡広野町	277	132	-52.3%
相馬郡新地町	347	282	-18.7%

- ※ 平成 21 年経済センサス-基礎調査、平成 24 年経済センサス 活動調査
- (注) 平成24年経済センサス-活動調査は、調査日において警戒区域又は計画的避難区域が調査対象外とされている。

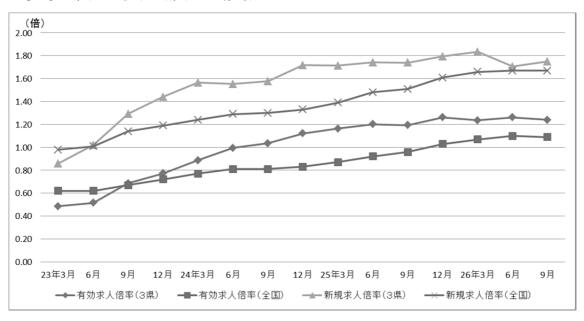
(4) 雇用の状況

被災した岩手、宮城、福島の3県においては、震災の影響により有効求 人倍率は平成23年4月には0.45倍まで低下した。

現在、被災3県の雇用情勢は、有効求人倍率が3県ともに1倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、人口減少等により、雇用者数は震災前の水準まで回復していない地域もある。

また、職業別にみると、福祉関連、建設・採掘の職業、水産加工工等では、求人数が求職者数を上回っており、雇用における需要と供給のミスマッチが生じている。

<参考:雇用の状況(雇用の動向)>



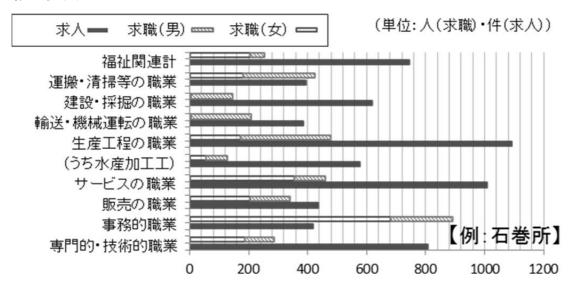
※ 厚生労働省調べ

<参考: 雇用保険被保険者数の推移> 単位(人)。「前年比」「4年前との比」は(%)

				26年9月	前年比	4年前との比	25年9月	22年9月
3		産業計	1,587,134	1.7	5.2	1,561,023	1,509,395	
3 県 計	岩手県		産業計	358,669	0.6	4.3	356,446	343,866
計			産業計	683,530	1.7	6.1	672,169	644,320
	宮城県	気仙沼	産業計	17,146	2.5	▲ 6.9	16,734	18,414
		塩釜	産業計	32,385	1.5	▲ 1.0	31,891	32,721
	│		産業計	544,935	2.4	4.6	532,408	521,209
	抽齿乐	相双	産業計	34,782	3.1	▲ 21.7	33,731	44,422

※ 厚生労働省調べ(平成26年9月時点)

<参考:雇用の状況(ミスマッチの一例)ハローワーク石巻における求人・求職の状況)>



※ 厚生労働省調べ(平成26年9月時点)

4 原子力災害からの復興

(1) 避難指示区域の状況

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生を受け、設定された 警戒区域及び計画的避難区域については、平成23年12月26日の原子力災 害対策本部決定に基づき、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除される とともに、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、 ③帰還困難区域の3つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成 25年8月7日、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11市町村 全てについて完了した。

その後、原子力災害対策本部決定に基づき、平成26年4月1日、田村市の避難指示が解除され、平成26年10月1日には、川内村において、避難指示解除準備区域が解除されるとともに、居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しが行われた。

見直し後も依然として避難指示が継続されている区域においては、ふる さとでの生活を円滑に再開する準備ができるよう、一定の要件を満たせば、 避難指示を解除する前においても住民等の宿泊を可能としている。

平成 26 年 10 月 1 日時点で、避難指示区域からの避難者数は、約 7 万 9 千人となっている。

<参考:見直し後の避難指示区域>

①避難指示解除	年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実であるこ
準備区域	とが確認された地域。
	同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなる
	が、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を
	迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
②居住制限区域	年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の
	被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求め
	る地域。
	同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建す
	ることを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。
③帰還困難区域	長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が 20
	ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が
	50 ミリシーベルト超の地域。
	同区域においては、将来にわたって居住を制限することを原則と
	し、線引きは少なくとも5年間は固定することとする。
	ただし、その場合であっても、将来時点における放射性物質による
	汚染レベルの状況、関連する市町村の復興再生のためのプランの内容
	やその実施状況などによっては、その取扱いについて見直しを行うこ
	とを検討する。

※ 平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定より引用

凡例 ■■■■ 帰還困難区域 🔲 居住制限区域 伊達市 避難指示解除準備区域 飯舘村 川俣町 南相馬市 葛尾村 浪江町 双葉町 田村市 福島第一 大熊町 原子力発電所 富岡町 川内村 福島県 福島第二 原子力発電所 楢葉町 20km 広野町 いわき市

<参考:避難指示区域の概念図(平成26年10月1日現在)>

※ 内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

<参考: 避難指示区域等からの避難者数>

・避難指示区域からの避難者数 約7.9万人

避難指示解除準備区域約 3. 2 万人居住制限区域約 2. 3 万人帰還困難区域約 2. 4 万人

旧緊急時避難準備区域等約2.0万人

※ 市町村からの聞き取った情報を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計(平成 26 年 10 月 1 日時点)

<参考:東日本大震災による福島県全体の避難者数>

福島県全体の避難者数 約12.7万人

(避難指示区域からの避難者も含む)

①福島県内への避難者数 約8.0万人②福島県外への避難者数 約4.7万人

東京都 約 6.3 千人 千葉県 約3.3千人 埼玉県 約 5.1 千人 栃木県 約2.9千人 山形県 約 4.5 千人 宮城県 約 2.5 千人 新潟県 約 4.1 千人 神奈川県 約1.9千人 茨城県 約3.5千人 北海道 約1.6千人 等

※ 福島県発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報(第1284報)」 (平成26年10月1日時点)

(2) 賠償の状況

「原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)」に基づき、原子力損害賠償紛争審査会は、これまで策定した指針に加え、平成25年12月26日には中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)を策定した。これを踏まえ、東京電力は、平成26年4月14日に「移住を余儀なくされたことによる精神的損害に係る賠償」の受付を、平成26年7月23日に「住居確保に係る費用の賠償および居住以外の建物修復に係る費用の賠償」の受付をそれぞれ開始した。

同指針等を踏まえ、避難された住民や事業者等に対しては、東京電力株式会社により、平成 26 年 9 月 26 日時点で、総額約 4 兆 2,849 億円(本賠償として個人に対し約 1 兆 8,898 億円、団体・地方公共団体に対し約 6,805 億円、事業者に対し約 1 兆 2,114 億円、自主的避難者に対し約 3,530 億円)の賠償金が支払われている。

また、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)では、指針に沿って申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っており、平成26年8月末時点で、申立件数の64%にあたる8,194件の和解が成立している。

損害賠償請求権の消滅時効への対応として、平成 25 年 12 月に、民法第 724 条の適用に関し、消滅時効期間については「3年間」を「10 年間」とし、また、いわゆる除斥期間の起算点については「不法行為の時から 20 年」を「損害が生じた時から 20 年」とする「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律(平成 25 年法律第 97 号)」が成立した。

(3) 除染等の状況

平成 24 年 1 月 1 日に全面施行した「平成二十三年三月十一日に発生した 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性 物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)」及び同法に基づく基本方針等に基づき、除染を推進している。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境汚染は広範囲に及ぶことから、人の健康又は生活環境へ及ぼす影響の低減の観点から必要な地域について優先的に除染を実施し、除染に伴う除去土壌等は、安全に収集、運搬、保管、処分することとしている。

国が直接除染を行う除染特別地域については、平成26年7月、双葉町における計画の策定をもって、策定予定の11市町村全てについて特別地域内除染実施計画の策定を完了した。平成26年9月末時点で、4市町村(田村市、楢葉町、川内村、大熊町)の全体並びに葛尾村及び川俣町の宅地部分で当該計画に基づく除染が終了し、6市町村(飯館村、南相馬市、葛尾村、川俣町、浪江町、富岡町)で当該計画に基づく除染を進めている。

また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、 94 市町村(当面策定予定の市町村全て)について除染実施計画の協議を終 了している。特に子どもの生活環境を含む公共施設等において、除染が進捗 し、予定した除染の終了に近づきつつあるが、全体が終了するまでには、更 に数年を要する見込みである。

なお、復興の前提となる東京電力福島第一原子力発電所の安全性の確保に 取り組む。

<参考:除染特別地域における本格除染の進捗状況>

	除染計画の策定	仮置場	除染作業
田村市	O (H24/4/13)	〇(確保済み)	〇(H25/6 作業終了)
楢葉町	O (H24/4/13)	〇(確保済み)	〇(H26/3 作業終了)
川内村	O (H24/4/13)	〇(確保済み)	〇 (H26/3 作業終了)
飯館村	O (H24/5/24)	〇(一部確保済み)	〇(実施中)
川俣町	○ (H24/8/10)	〇(一部確保済み)	〇(実施中)
ЛС	O (11247 07 10)		(H26/8 宅地終了)
葛尾村	† ○ (H24/9/28) ○ (一部確保済み)		〇(実施中)
14)7-5]	C () 0, 20,	O (APPER PROPERTY	(H26/7 宅地終了)
大熊町	O (H24/12/28)	〇(確保済み)	〇 (H26/3 作業終了)
南相馬市	O (H24/4/18)	〇(一部確保済み)	〇(実施中)
富岡町	O (H25/6/26)	〇(一部確保済み)	〇(実施中)
浪江町	O (H24/11/21)	〇(一部確保済み)	〇(実施中)
双葉町	O (H26/7/15)	調整中	準備中

[※] 除染作業の実施には、除染計画の策定、仮置場の確保、地権者の同意取得が前提

[※] 環境省作成(平成26年9月末時点)

<参考:除染特別地域における除染等工事の進捗状況(実施率)>

	田村市	楢葉町	川内村				大熊町			
	(H25/6/30	(H26/3/31	(H26/3/31	飯舘村	川俣町	葛尾村	(H26/3/31	南相馬市	富岡町	浪江町
	時点)	時点)	時点)				時点)			
宅	100%	100%	100%	25%	100%	100%	100%	4%	5%	5%
地	100/0	10070	10070	20%		100%	10070	.,,	0,0	2,0
農										
地	100%	100%	100%	12%	15%	17%	100%	1%	1%	5%
森	1000/	1000/	1000/	170/	26%	000/	100%	150/	40/	00/
林	100%	100%	100%	17%	36%	99%	100%	15%	4%	8%
道	100-	100%	100%	00/	40/	40/	100%	0.0%	F.00/	00/
路	100%	100%	100%	6%	1%	1%	100%	0. 3%	52%	9%

- ※ 実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する、一連の除染行為(除草、堆積物 除去、洗浄等)が終了した面積等の割合。
- ※ 除染対象の面積等・発注面積等・除染行為が終了した面積等は、いずれも今後の精査 によって変わりうる。
- ※ 環境省作成(平成26年9月末現在(記載のあるものを除く。))

<参考:汚染状況重点調査地域の除染等工事の実施率(福島県外)>

	発注割合	実績割合
	(発注数/予定数)	(実績数/予定数)
学校・保育園等	発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	ほぼ発注済み	ほぼ終了
住宅	約9割	約9割
その他の施設	約9割	約8割
道路	約9割	約9割
農地・牧草地	発注済み	ほぼ終了
森林(生活圏)	約9割	約5割

[※] 予定数は平成26年6月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する 可能性もある。

[※] 環境省作成(平成26年6月末時点)

<参考:汚染状況重点調査地域の除染等工事の実施率(福島県内)>

	発注割合	実績割合
	(発注数/計画数)	(実績数/計画数)
公共施設等	約8割	約7割
住宅	約8割	約5割
道路	約6割	約3割
農地・牧草地	約 9 割	約7割
森林(生活圏)	約7割	約3割

- ※ 計画数は26年度末までの累計。全体数は各市町村により、調整中や未定となっており、 今後増加する可能性もある。
- ※ 福島県調査結果を基に環境省作成(平成26年8月末時点)

(4) 放射線による健康への影響

国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第2次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。

当該基金により福島県が実施している「県民健康調査」における外部被ばく線量を把握するための基本調査では、平成26年6月末時点で約42万人(放射線業務従事経験者を除く。)の推計が終了し、県全体では、99.8%が5mSv未満となっており、この結果について、福島県「県民健康調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

また、福島県における内部被ばく線量を把握するためのホールボディカウンター検査では、食品の摂取や呼吸により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量は、平成26年8月末時点で、99.9%以上の方が1mSv未満となっており、この結果について、福島県は「健康に影響が及ぶ数値ではない」と評価している。

< 参考: 福島県「県民健康調査」における基本調査> 表. 原発事故発生直後から4ヶ月間の外部被ばく実効線量推計結果

実効線量		放射線業務従事	事経験者を除く		
(mSv)	人数		割合 (%)		
~1 未満	261, 140	62. 0	04.0		
~2 未満	134, 848	32. 0	94. 0		
~3 未満	22, 600	5. 4	F 7	99. 8	
~4 未満	1, 382	0. 3	5. 7		
~5 未満	494	0. 1	0.3		
~6 未満	373	0. 1	0. 2		
~7 未満	225	0. 1	0. 1		
~8 未満	114	0.0	0.1	0. 2	
~9 未満	73	0. 0	0.0		
~10 未満	39	0.0	0.0		
~11 未満	33	0.0	0.0		
~12 未満	31	0.0	0.0		
~13 未満	13	0.0	0.0	0. 0	
~14 未満	12	0.0	0.0		
~15 未満	6	0.0	0.0		
15 以上~	11	0.0	0.0	0.0	
計	421, 394	100. 0	100.0	100.0	
最高値	25mSv				

- ※ 福島県公表資料を基に環境省作成(平成26年6月末時点)
- ※ 原発事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期(事故発生直後から7月11日までの4か月間)の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計
- ※ 推計期間が4箇月未満の方を除く。

<参考:福島県におけるホールボディカウンター検査>

表. 内部被ばくによる預託実効線量測定結果

	平成 23 年 6 月 27 日 ~平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ~平成 26 年 8 月 31 日	合計
 1mSv 未満	15, 384 名	196, 339 名	211, 723 名
1mSv	13 名	1名	14 名
2mSv	10 名	0名	10 名

3mSv	2 名	0名	2 名
合計	15, 409 名	196, 340 名	211, 749 名

- ※ 福島県公表資料を基に環境省作成(平成26年8月末時点)
- ※ 平成 24 年 1 月までは、急性摂取シナリオ(平成 23 年 3 月 12 日に吸入摂取したと仮 定)によって線量を推定・評価していたが、平成 24 年 2 月からは、将来にわたった長 期間の内部被ばくの影響を評価する観点から、日常的な摂取シナリオ(平成 23 年 3 月 12 日から検査日前日まで、毎日均等な量を継続して日常的に、食品により摂取したと仮 定)によって線量を評価している。
- (注)預託実効線量:食品の摂取や呼吸等により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量について、成人で50年間、子どもで70歳までの累積線量を推計したもの。

Ⅱ 復興の取組

1 現場主義に立った復興加速化

政府は、震災発生直後から被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に 当たってきており、復興庁設置後も、自治体と協力しつつ、被災者の生活支援やインフラの復旧等に取り組んできた。

発災から3年半が経過する中、発災直後と比べれば、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、被災地域の状況や被災者の置かれた状況に応じて、住宅再建・復興まちづくりの加速化、産業・なりわいの再建、健康・生活支援、原子力災害による環境汚染や健康不安、風評被害の克服等の課題がある。

政府は、復興の加速化を、最重要課題の一つと位置付けており、復興大臣を 中心に以下の3点を柱として取り組んでいる。

- 現場主義の徹底
- 復興庁の司令塔機能の発揮
- ・ 復興のステージに応じた取組

原子力災害からの復興については、平成25年12月20日、原子力災害からの福島の復興再生を一層加速させるため、政府としての方向性を示す方針(「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」。以下1において「方針」という。)を決定した。また、平成25年度補正予算において、新たな交付金として、長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括した「福島再生加速化交付金」が創設された。

(1) 被災地共通の主要課題への対応

住宅再建・復興まちづくりの加速化、産業・なりわいの再建、健康・生活支援、は被災地共通の課題となっている。政府は、これらの課題に対し、被災地の現場の実情を把握しながら、復興のステージの移行を踏まえた取組を推進している。また、復興庁の司令塔機能を活かし、復興大臣を中心に各府省庁局長級を構成員とするタスクフォースを立ち上げ、省庁横断的に対応している。

住宅再建・復興まちづくりについては、被災者が一日も早く住まいのめ どを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目 標を明示する「住まいの復興工程表」を作成し、四半期ごとに更新を行っ ている。また、これまでの加速化措置(第一弾~第三弾)に続き、平成26 年1月9日に第四弾を、5月27日に第五弾を取りまとめ、復興事業の隘路 に対し、早期に手順や手続きの見直しを行うなど、円滑な事業の推進、加速化を積極的に進めた。

産業・なりわいの再建については、新たな販路の開拓や新商品開発への支援等の本格的な復旧・復興に向けた取組が行われている。被災地域の現状と課題を把握するとともに、産業復興の推進の考え方や施策の方向性等について検討を行い、平成26年6月10日、産業復興の目標像や加速化の体制等をまとめた「産業復興創造戦略」を策定した。

健康・生活支援については、保健指導等の健康支援活動や、孤立防止・ 心のケアの取組等が行われている。避難の長期化を踏まえ、各府省庁の既 存施策の再点検を行い、平成25年12月13日、新たな予算措置や運用改善 の検討事項等を施策パッケージとして取りまとめた。また、平成26年8月 25日、更なる施策の強化を盛り込んだ「被災者の健康・生活支援に関する 総合施策」を策定した。

また、政府は、震災復興を契機として、日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造することを目標としている。平成26年4月18日、復興推進委員会から「新しい東北」の目指すべき将来像等について「「新しい東北」の創造に向けて」が提言された。これを踏まえ、被災地の先進的な取組への支援や、官民連携の基盤整備等を進めている。

(2) 原子力災害からの復興に向けた取組

方針では、「避難指示の解除が順次具体化すると見込まれている」中、「国は、復興の基本である帰還支援を大きく拡充・強化するだけではなく、故郷を離れて新しい生活を開始する住民の方々のための支援策も用意していかねばならない」とされている。さらに、「国は、住民の方々や地元自治体が将来に向けて新たな一歩を踏み出すことができるよう、帰還支援と新生活支援の2つからなる支援策を提示する」とされている。

新たに創設された福島再生加速化交付金では、放射線不安を払拭する生活環境の向上、帰還に向けた安全・安心対策、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備等の新たな施策が追加されるとともに、これまで個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策と併せて一括化された。これにより、事業メニューが多様化し、使い勝手が良く、より広くきめ細かなニーズに対応することが可能となった。他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用することが期待される。

政府は、こうした方針を踏まえ、福島再生加速化交付金等を活用しながら、帰還に向けた生活環境の整備等の「早期帰還支援」と、故郷に帰還で

きない状態が長期化する地域の住民等の生活拠点の整備等の「新生活支援」 の両面から施策を推進している。

2 被災地共通の主要課題への対応

(1) 住宅再建・復興まちづくりの加速化

津波等の被災地においては、被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成し、四半期ごとに更新及び公表を行っている。

また、事業が円滑に推進されるために、復興大臣の下に関係省庁からなる「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を開催し、計画策定、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、発注者支援、施工体制の確保など、各々の復興のステージにおいて事業の隘路となる課題に対して、加速化措置を打ち出して、具体的な対策を講じている。

これまでの加速化措置(第一弾~第三弾)に加え、平成26年1月に加速化措置(第四弾)、平成26年5月に加速化措置(第五弾)を打ち出して、事業進展や社会状況の変化に伴い、新たに生じる課題に対して、柔軟かつ迅速に対応し、更なる復興の加速化を図った。

(1)住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第四弾)

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要がある。平成26年1月9日、市街地中心部の商業集積・商店街の再生に関する標準的な手順の策定や、市街地のまちづくりに係る人材育成のための専門家派遣・担当者への研修の実施等を「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」として取りまとめた。

また、人材の効率的な活用や福島県の避難指示のあった市町村における農地法の規制緩和など、住宅再建の加速化に向けた新たな措置を講じた。

(i)「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定

市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順を自治体に向けて提示するとともに、商業施設の整備等に関する支援策を体系化し、周知した。

また、市街地のまちづくりに係る人材を育成するため、専門家派遣・担当者への研修等の支援を実施した。

(ii) 住宅再建の加速化に向けた新たな措置

これまでの加速化措置に加えて、より効率的に復興事業を進めることができるように新たな加速化措置を講じた。

具体的には、以下のとおり。

- ・ 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合して公表
- ・ 福島県の避難指示のあった市町村に関する農地法の規制緩和
- ・ 被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ、全国の市区町村に職員派遣 等を要請

②住宅再建・復興まちづくりの加速化措置(第五弾)

復興事業による宅地供給の本格化に伴う被災者の住宅再建の円滑化策として、被災者からの住宅再建の相談対応強化、造成工事から被災者による住宅着工までの期間短縮、再建工事集中時における建設業者の円滑な人材・資材確保支援等にきめ細やかに対応するために、平成26年5月27日、対策を取りまとめ、公表した。

(i)「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定

復興事業による宅地整備等に対応した民間住宅の自立再建を支援するため、造成された宅地を被災者に早期に引き渡す手順や被災者が住宅を再建する際の具体的な相談への対応方策を「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」として、被災地方公共団体に周知し施策の展開を図るとともに、取組内容の強化を図った。

具体的には、以下のとおり。

- 地方公共団体と地域の建設関係事業者や住宅金融支援機構等が連携し、 融資・資金計画、事業者選定等に関する相談体制を強化
- ・ 登記嘱託の計画的処理、登記処理と住宅建設の並行実施等の円滑化を図る ことにより、造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間を短縮
- · 遠隔地から工事従事者のための仮設宿泊施設等の整備や、住宅資材·応援 職人の融通・手配等を支援

(ii)「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定

地方公共団体の用地事務の更なる負担軽減を図るため、登記情報の電子データ提供、相続調査の迅速化・効率化、司法書士の市町村への駐在及び司法書士・ 土地家屋調査士等への登記業務の外注促進を行った。

また、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)の改正も踏まえて、土地収用法の運用に当たっての留意事項等について通知を発出し、被災地における土地収用手続の更なる迅速化を図るとともに、用地取得において不明決裁の申請が必要となる場合の権利者調査の方法をガイドラインで明示することにより、土地収用手続の迅速化と起業者の負担軽減を行った。

(iii)円滑な施工確保対策の更なる強化

平成 26 年 1 月に取りまとめた加速化措置(第四弾)以降に、復興事業の円滑な施工を確保するため、災害公営住宅の供給円滑化や実勢価格を契約価格に適切に反映する等の措置を講じた。

具体的には、以下のとおり。

- 公共工事設計労務単価の更なる引上げ
- 被災3県における間接工事費の割増し
- ・ 「東日本大震災の被災地で適用する積算基準 (復興歩掛)」の更なる見直し
- ・ 単品スライド条項に基づく変更手続きの簡素化
- 被災3県における災害公営住宅の標準建設費の更なる引上げ
- ・ 災害公営住宅の供給円滑化を図るため、多様な工法や発注方式の工夫に ついて、地方公共団体等が活用できるよう支援

なお、国土交通大臣、宮城県知事、仙台市長、岩手県、福島県の代表者、建設業や資材等の団体の代表者が出席する復興加速化会議において、施工確保対策の進捗状況や現場の状況を確認し、更なる復興の加速化に向けた取組を推進している。

<参考:住まいの復興工程表(平成26年9月末時点)>

(単位:戸)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 以降	(調整中)	計
岩手	民間住宅等用宅地	2	245	1,150	3,749	5,412	8,231	(0)	8,231
県	災害公営住宅	118	574	1,680	3,763	5,642	5,946	(0)	5,946
宮城	民間住宅等用宅地	82	336	2,495	5,456	8,504	10,419	(0)	10,419
県	災害公営住宅	50	1,343	6,467	11,799	14,564	15,326	(163)	15,525
岩田	民間住宅等用宅地	27	255	637	983	2,176	2,186	(0)	2,186
福島県	災害公営住宅 (津波・地震向け)	80	357	1,639	2,574	2,574	2,574	(140)	2,714
朩	災害公営住宅 (原発避難者向け)	0	0	700	1,424	1,424	1,424	(3,466)	4,890

[※] 民間住宅等用宅地:地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落 防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

<参考:これまでの主な加速化措置>

	住宅再建・復興まちづくりの加速化措置				
第一弾	平成 25 年 3 月 7 日	住まいの復興工程表の公表、用地取得の迅速化、埋蔵文化 財発掘調査の簡素化・迅速化等			
第二弾	平成 25 年 4 月 9 日	用地取得の困難な場合の課題に速やかに対応できるよう 手続きを簡素化(防災集団移転促進事業における事業計画 変更の簡素化、土地収用手続の効率化等)			
第三弾	平成 25 年 10 月 19 日	用地取得の手続きを画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」の策定等			
第四弾	平成 26 年 1 月 9 日	市街地中心部の商業集積・商店街等の再生に向けた「商業 集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定等			
第五弾	平成 26 年 5 月 27 日	復興事業による宅地整備等に対応した「民間住宅の早期自 立再建支援パッケージ」の策定等			

(2) 産業・なりわいの再建

被災地域での産業を復興し、なりわいの再建を強力に進めることが、復興政 策における重要課題の一つである。

これまで、早急な事業再開のための仮設工場・仮設店舗の整備や、被災した施設の復旧・整備等の支援により、地域経済の核となる中小企業の再建・復興に向けた取組を行ってきた。こうした対策を講じた結果、応急復旧の段階から本格的な復旧・復興への移行が進んでおり、仮設施設から本設施設への移行、新たな販路の開拓、新商品開発等の取組への支援も行っている。

①産業復興の取組

(i) 仮設店舗・工場等の整備

早急な事業再開を支援するため、仮設店舗・仮設工場等の整備を行っており、平成26年9月末時点で、被災6県での竣工数は以下のとおり。なお、これらの仮設施設に2,817事業者(平成26年6月末)が入居している。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
竣工数	18	351	139	64	1	1	574

※(独)中小企業基盤整備機構調べ(平成26年9月末時点)

(ii)施設・設備の復旧支援

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、中小企業等グループ補助金において、平成26年7月末までに581グループ、計10,068事業者(北海道内で6グループ、青森県内で10グループ、岩手県内で107グループ、宮城県内で177グループ、福島県内で214グループ、茨城県内で58グループ、栃木県内で1グループ、千葉県内で8グループ)の施設・設備の復旧を支援している。

(iii) 資金繰り支援

資金繰り支援については、中小・小規模事業者向けの融資・保証として、制度創設から平成26年9月末時点までに、東日本大震災復興特別貸付の融資実績が約27万件(総額約5兆7千億円)、東日本大震災復興緊急保証の保証実績が約11万件(総額約2兆2千億円)となるなど、多くの需要を満たしている。

(iv) 販路開拓等支援

工業品等の分野において、被災地企業の販路開拓を図るため、工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業では、平成26年9月末時点で50件の支援を行っている。伝統的工芸品に係る販路開拓等支援については、同時点で58件の支援を行っている。

また、農林水産業の分野では、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援する6次産業化ネットワーク活動交付金及び6次産業化ネットワーク活動支援事業において、平成26年9月末時点で8件の支援を行っている。

特に、水産加工品については、加工原料等の安定確保取組支援事業において、復興商品の販売等にかかる経費の一部を支援しているほか、平成26年6月には商品開発・販路開拓分野の専門家から成る「復興水産販路回復アドバイザーグループ」を立ち上げ、被災地の水産物の商品開発・販路開拓への支援を行っている。

(v) いわゆる二重債務問題への対応

復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対しては、各県の産業復興相談センター・産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じている。東日本大震災事業者再生支援機構では、平成 26 年 9 月 30 日時点で、事業再建等に関する相談件数が 2,025 件、支援決定を行った案件は 501 件となっている。産業復興相談センター・産業復興機構では、平成 26 年 9 月 26 日時点で、事業再建等に関する相談件数が 3,454 件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件は買取決定 283 件を含む 642 件となっている。

また、既往の住宅ローンや事業性資金の借入れが負担となって新規の資金調達が困難となっている個人事業主等に対しては、「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」を中心に、破産手続等の法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日策定)に沿って支援が行われている。これまでの個別相談件数は5,379件、債務整理の成立に向けて準備中の件数は274件、債務整理の成立件数は1,099件となっている(平成26年9月26日現在)。

< 参考: 東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構及び個人債務者の私的整理に関するガイドラインの相談受付の状況>

	相談受付件数	支援件数・成立件数
東日本大震災事業者再生支援機構	2, 025 件	501 件(支援決定件数)
産業復興相談センター・産業復興機構	3, 454 件	642 件(支援件数)
		(うち買取決定 283 件)
個人債務者の私的整理に関するガイド	5, 379 件	1,099件(成立件数)
ライン		

※ 復興庁調べ

東日本大震災事業者再生支援機構は、平成26年9月30日時点。

産業復興相談センター・産業復興機構、個人債務者の私的整理に関するガイドラインは、平成 26 年 9 月 26 日時点。

(vi) 企業立地促進

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害地域等の産業復興を加速するため、企業立地に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還における雇用の場の確保に取り組んだ。ふくしま産業復興企業立地補助金については、平成26年9月までに414件、約1,918億円の支援を行った。津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、平成26年9月までに374件、約1,494億円の採択を行った。

②商業集積・商店街再生加速化パッケージ

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要がある。平成26年1月9日、「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」における検討を経て、商業集積・商店街の再生加速化に向けた「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を取りまとめた。

具体的には、

- ・市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順(「被災地まちな か商業集積・商店街再生加速化指針」)を作成し、まちづくりに関わる 自治体職員等の業務遂行の手引きとして提示
- ・商業集積等に携わるまちづくり担当者に対する研修の実施
- ・商業施設用地の整備に併せ、震災で失われた商業機能の復旧のために整備する商業施設等の整備に対する補助

等が盛り込まれている。

<参考: 商業集積・商店街再生加速化パッケージの内容>

市街地中心部の再生	〇「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」の策定	
	〇 商業施設等復興整備事業による支援	
	〇 暮らし・にぎわい再生事業の活用	
	〇 仮設施設の有効活用	
	〇 震災復興支援アドバイザーの活用	
	〇 市町村まちづくり担当者に対する研修の実施	

③産業復興創造戦略

平成 26 年 4 月、復興大臣の下に関係省庁からなる「産業復興の推進に関するタスクフォース」を立ち上げ、被災地域の現状と課題を把握するとともに、被災地における産業復興を推進するための考え方と施策の方向性と、それを現場に浸透させ、効果的に推進するための体制、今後の戦略的な進め方などについて検討を行った。

平成 26 年 6 月、タスクフォースにおける議論を踏まえ、創造的な産業復興を「新しい東北」の創造とともに実現するため、一般施策として行う地域活性化策や産業振興策も含め、関係省庁の有効な施策を総動員し、政府一丸となって強力に推進するための、理念、目標像、施策体系、加速化の体制などをまとめた「産業復興創造戦略」を策定した。

<参考:産業復興創造戦略(ポイント)>

項目	概要
理念	・創造的な産業復興による、自立的で持続可能性の高い地域経
	済の再生
	・「新しい東北」の創造と経済再生との好循環の実現
目標像	・地域基幹産業と地域の暮らし・雇用を支える産業のバランス
	のとれた発展
	・福島の産業復興(原子力災害被災 12 市町村への企業の帰還、
	新たな産業集積の促進)
施策体系	・内外の民間活力の結集
	・東北全体の成長の取り込み
	・企業チャレンジの促進
	・産業基盤の再構築
	・人的基盤の再整備

加速化体制

- ・民間企業の活力をベースにした、民間団体・大学・研究機関・国・県・市町村等の幅広い関係者の連携
- ・国の推進体制 復興庁の司令塔機能の発揮、関係省庁の施策の総動員による 政府一丸となった産業復興の推進
- ・被災地域における推進体制 復興局・県・市町村による地域・企業の実情に応じた施策の 活用促進、県による市町村の取組の補完・支援

(3)健康・生活支援

①健康・生活支援に関する取組

(i) 被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこでの生活の 定着には様々な不自由等が懸念される。

そのため、平成 25 年 11 月 13 日、復興大臣を座長とし、関係府省局長級により構成する「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」を立ち上げた。そこで、現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚しながら検討を行い、平成 25 年 12 月 13 日、「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」として取りまとめた。

下記5つの主要論点に沿って、平成26年度予算措置に向けた検討事項や 今後の運用改善の方向性などを示した。

- ・仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援
- ・子どもに対する支援の強化
- ・医療・介護人材の確保
- 恒久住宅の整備と仮設住宅等からの移転に伴う課題への対応
- ・市町村の業務負担に対する支援の強化

ア 仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援

長期にわたる仮設住宅等での生活を余儀なくされた被災者について、健康状態の悪化を防ぐため、保健師による巡回保健指導などの各種健康支援活動やそれらを担う専門人材の確保など、被災自治体における健康支援活動の体制強化を支援している。また、保健師の確保については、平成 26 年3月末、復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国の自治体宛てに協力依頼通知を発出した。

仮設住宅等での生活が長期化している地域では、コミュニティの弱体 化や被災者の孤立の問題が生じる恐れがある。

そのため、コミュニティ支援として、市町村と社会福祉協議会やNPOが連携し、ボランティア等による仮設住宅等への見守り活動や、住民のニーズ把握、総合相談、交流事業の提供を行っているほか、仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるために、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する

サポート拠点を115箇所(平成26年6月末現在)設置している。

また、被災者の心のケア支援としては、岩手県、宮城県、福島県に、活動拠点となる「心のケアセンター」を設置し、心のケアに当たる専門家が、被災者からの相談を受け、必要に応じて専門的医療支援を行っている。

イ 子どもに対する支援の強化

様々な形で被災の影響を受けている子どもたちに対しては、一層の手厚いケアが必要であり、仮設住宅の空き部屋を活用した遊び場や学習スペースの確保など子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業や仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どものいる家庭等に対して心身の健康に関する相談・支援を行う訪問事業などを平成26年度に創設し、総合的な支援を実施している。また、学校へのスクールカウンセラー等の派遣や子どもの学習支援や地域住民の学習・交流活動の促進を行うとともに、福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業を創設した。

(ii) 被災者の健康・生活支援に関する総合施策

政府は、施策パッケージに位置付けられた施策を着実に進めていく一方で、現場の課題について、最新の状況把握に努めてきた。被災三県の現場で被災者支援のために活動されている方々や自治体職員等と意見交換を行いつつ課題の把握に努め、その課題への対応策について検討してきた。

また、平成26年7月には、宮城県東松島市の災害公営住宅を視察した内閣総理大臣から、復興大臣に「相談員や復興支援員のより一層の充実・確保など、高齢者を含む住民の健康管理・生活支援に向けた総合的な施策」を策定するよう指示があった。

この総理指示を受け、復興大臣の下でタスクフォースによる議論を行い、 平成26年8月25日、現場の課題への対応による施策の強化となる「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」を策定した。

この総合施策は、現場における多岐にわたる課題を以下のように整理し、 それぞれの課題について対応していくものとした。

- 1. 支援体制の充実
- 2. 住居に係るコミュニティ形成への工夫
- 3. 被災者の「心」の復興
- 4. 子どもに対する支援
- 5. 情報基盤の共有

具体的には、

- ・相談員・復興支援員の充実・確保を図ることなどによる見守り等の活動の推進、多様な主体との連携の促進や人材確保、企業 C S R と地域ニーズのマッチングなど、新たなコーディネート機能の強化
- ・仮設住宅の空き住戸の有効活用や災害公営住宅への移転に伴う新たな コミュニティ形成の支援
- ・心のケアセンターなどのほか、地域活性化活動への参画などの生きが いづくりの支援

など、現場における様々な課題に対応する方向性を示した。

<参考:被災者の健康・生活支援に関する総合施策(ポイント)>

へ参与:被火有の1	健康・生活支援に関する総合施策(ホイント)>			
項目名	今後の方向性			
支援体制の充実	・直接被災者への支援を行っている相談員や復興支援員の充			
	実・確保を図ることなどによる見守り等の活動の推進			
	・現場での取組をより有効に機能させるためのコーディネート			
	機能を強化			
	・NPO等の活動や民間企業のCSRの活動等との有機的な連			
	携			
	・東北地方における復興のための医学部新設の特例措置			
住居とコミュニティ	・仮設住宅について、住替えやコミュニティ活動などへの空き			
に関する課題への対	住戸の有効活用を促進			
応	・仮設住宅の集約について、自治体における取組事例の共有			
	・仮設住宅等と病院、商店、公的機関等をつなぐ地域内輸送の			
	支援			
	・災害公営住宅については、見守り等の推進によりコミュニテ			
	ィ形成を支援			
	・住宅整備に当たってのコミュニティ形成への配慮や入居者募			
	集の工夫を促進			
「心」の復興	・見守り等の推進や心のケアの施策と併せて、被災者自身がよ			
	り積極的に参画する地域活性化等の活動や被災者同士による			
	支え合いの活動などを支援			
子どもに対する支援	・平成 26 年度に創設した「被災した子どもの健康・生活対策等			
	総合支援事業」について、自治体の活用事例の提供等を通じ			
	て、当該事業を行う必要性のある自治体の積極的な取組を促			
	進			
	・教職員加配やスクールカウンセラー等の派遣など心のケアや			

	学習支援に関する取組の実施
	・原発事故の影響を受けている福島県の子どもに対する支援
情報基盤の共有	・自治体における被災者情報のプラットフォーム化の取組を促
	進
	・様々な取組事例などについて情報共有

②多様な担い手による活動への支援

震災発生から3年以上が経過し、被災地のニーズが多様化する中、よりきめ細かい支援を行っているNPOやボランティア団体等が活動を円滑に進められるよう、NPO等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ(平成24年10月、平成25年1月、2月、5月、10月、平成26年2月、9月)、情報提供している。

また、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集し、公表(平成24年11月、平成25年3月、6月、10月、平成26年2月、5月)するとともに、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

なお、平成 25 年 5 月には、地方公共団体が平常時から防災・復興体制に取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成・公表した。

(4)「新しい東北」の創造に向けて

震災復興に当たっては、単なる原状復帰にとどめるのではなく、これを契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」の創造に向け、取組を推進する必要がある。

①復興推進委員会における審議過程

復興推進委員会では、「新しい東北」の創造について、平成25年3月から調査・審議が開始された。課題解決の鍵は現場にあるとの認識に立ち、現地調査を行うとともに、被災地の声を丁寧に聞きつつ、既に地域に芽生えている先進事例の掘り起しが行われた。また、被災地をよく知る各分野の専門家を集めた懇談会を開催するなど、専門的見地からの検討も行われた。

これらの成果について、復興推進委員会で全体的視点から議論が行われ、 平成26年4月に「新しい東北」の目指すべき目標像等について提言された。 提言では、「新しい東北」の将来像として、以下の5つの社会を取り上げ、 それぞれの目標像やこれに向けた取組状況等が示された。

- 元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- 「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- 持続可能なエネルギー社会(自律・分散型エネルギー社会)
- ・ 頑健で高い回復力を持った社会基盤 (システム) の導入で先進する 社会
- 高い発信力を持った地域資源を活用する社会

②「新しい東北」の推進に向けた取組

「新しい東北」の推進に当たっては、企業・大学・NPO等の「民」のノウハウや新たな発想が十分に活かされるよう、官民が連携し、それぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要である。

こうした認識の下、復興庁では、(i)官民連携を推進する情報基盤の整備、 (ii) 先進的な取組の加速化、(iii)課題解決に取り組む人材の確保、(iv) 事業再生・創造に向けた環境整備、等の取組を進めている。

(i) 官民連携を推進する情報基盤の整備

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手(民間企業、大学、NPO等)により、復興に向けた様々な取組が進められている。こうした取組をより一層活性化し、被災地での横展開を進め、東北の持続的な活力に結び付

けていくためには、被災地で活動している幅広い担い手が、互いの取組状況 やノウハウに関する情報共有や意見交換を行うことができる基盤づくりを 進める必要がある。

このため、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPOのトップを設立発起人として、平成25年12月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立した。平成26年9月現在で773法人・団体の会員を擁している。

具体的には、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、会員が対面で情報共有や意見交換を行うことができる場として「会員交流会」を開催しており、各種支援と支援ニーズとのマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の横展開等のきっかけづくりの場を提供している。

(ii) 先進的な取組の加速化

被災地は複雑かつ困難な課題を抱えているが、行政のみならず、民間のノウハウや新たな発想により、既に先進的な取組が芽生えている。「新しい東北」の推進に当たっては、被災地、ひいては日本のモデルとしていくため、こうした先進的な取組の加速を支援することが重要である。

このため、復興庁では、平成 25 年度に「新しい東北」先導モデル事業を 創設した。復興推進委員等の有識者の意見を踏まえた上で、既に芽生えてい る先進的な取組を選定し、プロジェクトの立ち上げ段階に必要なソフト面の 取組を包括的に支援しており、平成 25 年度は 66 件の事業を、平成 26 年度 は 95 件の事業を支援している。

<参考:「新しい東北」先導モデル事業の主な事例(平成25年度)>

- ・ 地域住民(ボランティア)の積極的な参加を得ながら継続的に「遊び場」活動を運営していくノウハウをモデル化。外遊びや自然との触れ合いが子どもの成長に与える影響についても検討。
- · 24 時間対応の在宅医療、看護、介護等を目指し、医療関係者・自治 体・NPO等が協働し、多職種連携システムを構築。
- 活力ある「エコ温泉地」を目指し、温泉熱エネルギーを活用した植物工場による野菜・果物栽培、温泉熱によるバイナリー発電の冷却水を利用した陸上養殖等を実施するとともに、これらの生産物により六次化商品を開発。
- ・ 津波避難行動の習慣化を実現するため、産官学や住民等の多様な主体が連携し、地域の課題に応じた避難訓練手法、多世代にわたる住民参加の促進手法等を検討。

中山間地域においては、露地栽培では大規模化ができないところ、 農業の所得向上を目指し、光・二酸化炭素・栄養素等をすべて制御し、 栽培環境を調整できる植物工場を導入・稼働。

また、被災地は成長戦略やイノベーション等を実践する場であるとの認識に立ち、「日本再興戦略」等の一環として行われる社会実験や研究開発等のプロジェクトを迅速に進め、全国に先駆けて実施していくこととしている。

(iii) 課題解決に取り組む人材の確保

被災地では、地域の複雑かつ困難な課題について、現状を分析し、課題を整理し、解決策を作り上げ、これを実行に移していく専門人材が必要である。このため復興庁では、被災地が必要とする専門人材を企業等から現地に派遣することを目的として、平成25年10月に「WORK FOR 東北」を開始した。

具体的には、被災自治体が復興を進める上で必要とされる民間の専門人材について、被災自治体のニーズと、働く意欲のある民間人材をマッチングすることにより派遣の実現を支援するとともに、派遣後の研修等の取組を行っている。

(iv) 事業再生・創造に向けた環境整備

「新しい東北」を推進するためには、民間事業者や社会的企業において、 そのノウハウや新たな発想を生かし、積極的な起業や新規事業の立ち上げが 進むよう、必要な資金提供が受けられる環境整備等に取り組む必要がある。

復興庁では、被災地における事業参加を促進するため、平成 25 年度から ビジネスコンテストを開催し、審査過程で、事業化に向けた専門家のアドバ イスを提供するとともに、入選した事業提案の展示会を開催するなど、事業 パートナーの発掘等に向けて側面的な支援も行っている。

平成26年度は、「産業復興創造戦略」の早期実現に向けて、官民が連携して金融関連施策を強化し、新規の民間資金を円滑に供給する観点から、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、金融機関等から構成される「復興金融ネットワーク(投融資促進分科会)」を設立した。具体的な取組としては、金融機関等と産業復興に関する情報共有、共通の課題についての意見交換等を行うとともに、被災地の事業者等に対して専門家による助言等の支援を実施している。

3 原子力災害からの復興に向けた取組

原子力災害による被害は、福島全体の生活環境に大きな影響を与え、福島県の人口は震災前の約 202 万人から平成 26 年 7 月 1 日時点で約 194 万人(福島県現住人口調査)まで減少し、震災前の水準に回復していない。

政府は、避難指示により避難を余儀なくされた住民をはじめ、原発事故の被 災者に対して、様々な施策を講じてきたが、放射性物質による環境汚染に加え、 健康不安や風評被害が、健康・生活・安全・産業等に多大な影響を及ぼし、か つ、原発が設置されている双葉郡にとどまらず、浜通りや中通り、会津地方を 含めた福島県全域に広がっている。このため、政府は、リスクコミュニケーションを効率的に推進するとともに、風評対策を強化している。

復興公営住宅については、平成26年9月以降、順次入居が始まっている。 また、避難指示区域等において、仮設施設の整備等により事業を再開している 事業所が見られるほか、米の作付の本格的な再開など営農が再開している地域 も見られる。

(1) 福島の復興・再生に係る制度的な取組

原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速させるため、新たな政府の 方針として「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を平成 25 年 12 月 20 日に閣議決定した。

具体的には、

- ① 早期の帰還を進める地域については、安全·安心対策の具体化や農業・ 商工業再開の環境整備を行うこと、
- ② 長期にわたり避難を余儀なくされる地域については、町外コミュニティの整備を進めること、
- ③ 新しい生活を選ぶ方には、必要十分な賠償や復興拠点の整備を行うこと、

など、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支えることとしている。 この方針に基づき、「福島再生加速化交付金」を新たに創設し、復興拠点 の整備を進めるなど、被災者の方々それぞれの判断に応じた丁寧な支援を進 めている。

加えて、同方針に則して、避難指示が解除された区域、避難指示解除準備 区域及び将来的な住民の帰還を目指す区域の復興・再生や帰還促進のための 取組を具体化する「避難解除等区域復興再生計画」(平成25年3月19日に 策定)については、避難解除等区域の変更等情勢の推移を踏まえ、平成 26 年 6 月 20 日に改定した。

また、平成25年4月26日に再生可能エネルギーや医療機器関連産業等の新たな産業創出の取組を推進する「重点推進計画」(福島県作成)を、平成25年5月28日に福島の産業全般の復興・再生の推進を図る「産業復興再生計画」(福島県作成)をそれぞれ認定した。

(2) 公共インフラの復旧の取組

公共インフラの復旧の取組としては、住民の帰還に向けたインフラ復旧の手順やスケジュール等を示した市町村ごとの工程表を、避難指示区域の見直しの動向や空間放射線量の低減状況などを踏まえ、平成24年8月以降順次作成し、現在では10市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村)について公表している。

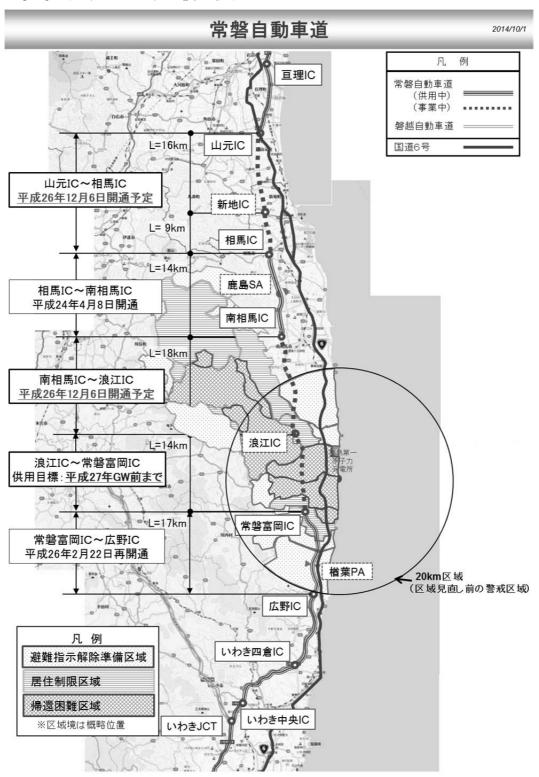
その後、復旧事業の具体化に応じた修正や、復興に向けて新たに整備する事業の追加など、節目節目での見直しを実施しており、平成26年6月には平成26年度予算成立を踏まえた見直しを行った。各市町村においては、工程表を基に関係機関と調整を図りながら、住民の早期帰還に向けたインフラの復旧・整備を進めている。

また、避難指示区域ごとの復旧状況としては、避難指示解除準備区域では、住民の帰還できる環境を早期に整備するため、インフラ復旧を迅速に進めている。居住制限区域では、防犯・防災上不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために早期復旧が強く要望されている施設の復旧に取り組んでいる。帰還困難区域では、地域の復興に必要不可欠な事業について除染を含めて取り組んでいる。国道6号では、平成25年度に復旧を完了し特別通過交通制度に基づいた通行等を可能としてきた。平成26年8月に除染作業が完了し、平成26年9月15日からは自動車に限り一般の通行を再開した。常磐自動車道では、平成25年6月に除染作業が完了し、平成26年2月22日には広野IC~常磐富岡IC間が再開通した。平成27年のゴールデンウィーク前までの全線開通を目標に、浪江IC~南相馬IC間を平成26年12月6日、残る常磐富岡IC~浪江IC間を平成27年のゴールデンウィーク前までに開通するよう、整備工事を実施している。

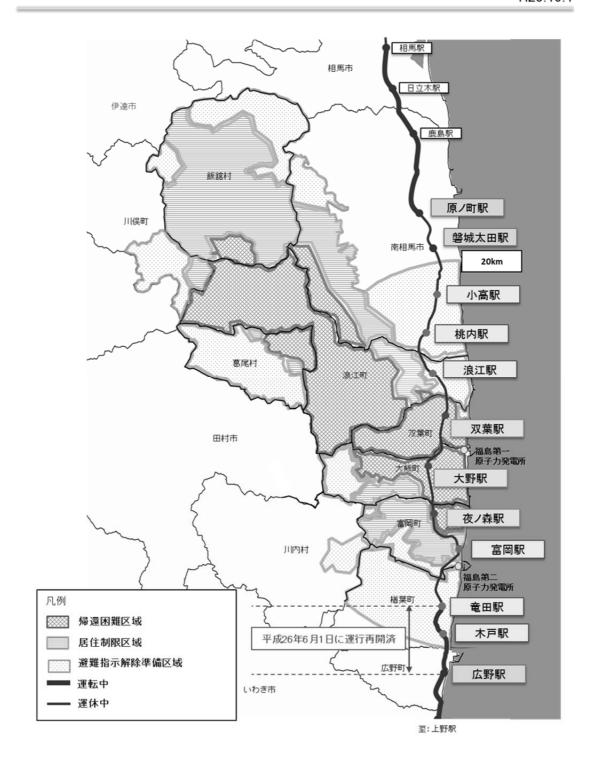
JR常磐線については、平成26年6月1日に広野駅~竜田駅間を運行再開した。その他の区間については、放射性物質対策の進捗やまちの復興の状況を踏まえつつ、早期運行再開に向けて関係者間で調整を行っている。

さらに、避難指示区域内で生じる工事廃棄物等については、平成25年6月10日に設立した連携協議会を活用し、国、県、市町村等の関係する機関が連携・調整を行い課題の解決を図ることとしている。

<参考:広域インフラの復旧状況>



JR常磐線 避難指示区域内の運行状況について H26.10.1



(3) 避難指示区域等への帰還に向けた取組

平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定に基づき、平成24年4月以降、順次避難指示区域の見直しが進められ、避難住民の帰還に向けた取組が新たな段階を迎えることから、平成25年3月7日、「早期帰還・定住プラン」を策定した。

「早期帰還・定住プラン」においては、帰還を望む住民の一日も早い帰還を実現するため、避難指示解除を待つことなく、国が前面に立って速やかに実施すべき施策を実行に移すことにしており、帰還・定住を加速していく上で基礎となる環境整備を行い、帰還準備の本格化に備えるため、以下の6つの取組を中心に進めている。

- ・ インフラの早期復旧
- 災害廃棄物等の処理の着実な実施
- 除染・中間貯蔵施設の着実な進展
- 安全・安心に向けた取組
- 十分な予算の確保と柔軟な執行
- ・ 賠償の丁寧かつ迅速な対応

また、早期に帰還される住民の生活再開が円滑に進むよう、特に以下の 3つの分野について、重点的に取組を進めている。

- 生活環境の整備
- 産業振興・雇用の確保
- 農林水産業の再開

政府は、「早期帰還・定住プラン」に基づき実施する住民の帰還・定住を加速するための取組については、原子力災害被災自治体の置かれている状況が異なることを踏まえ、自治体ごとに「工程表」を策定することとし、関係機関等との調整を行ってきた。平成25年11月、広野町、楢葉町、川内村について、平成25年12月、田村市について、平成26年7月、南相馬市、川俣町について、それぞれ早期帰還に向けた具体的な筋道を示す工程表の策定・公表を行った。

工程表に基づく取組が進められる中、平成26年4月1日には、原子力災害対策本部決定により、田村市の避難指示が解除された。平成26年10月1日には、川内村において、避難指示解除準備区域が解除されるとともに、居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しが行われた。

また、平成25年度補正予算において、新たに福島再生加速化交付金を創設した。本交付金には、放射線不安を払拭する生活環境の向上、帰還に向けた安全・安心対策、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備等の新たな施策が盛り込まれている。また、福島再生加速化交付金の活用

の他、地域の希望復活応援事業(「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」)を活用した、福島県の被災 12 市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策も併せて実施し、避難住民の早期帰還・定住に取り組んでいる。さらに、双葉郡の広野町に設置が進められている県立中高一貫校について、必要な支援を行っている。

(4) 長期避難者に対する支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるようにするためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移ることが重要である。以下の取組により、長期避難者の生活拠点の整備に係る一定の枠組みを整えた。

① 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の開催

長期避難者の生活拠点(町外コミュニティ)の整備に向け、国、福島県、 受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置している。

現在、生活拠点の形成に向けて、15 受入市町村で、復興庁、福島県、関係市町村が、復興公営住宅の整備を始めとした具体的な協議を行っており、合意した内容を、長期避難者生活拠点の形成に向けた取組方針として取りまとめ、これまでに13 市町村で方針を策定し、公表している。

必要となる復興公営住宅の戸数は、平成24年度から継続して実施している住民意向調査等を基に、全体で4,890戸の整備を予定している。

② 長期避難者の生活拠点の形成

平成25年度予算からコミュニティ復活交付金※により、長期避難者を受け入れている市町村において、復興公営住宅の整備を中心に、道路改良等の関連基盤整備事業や、避難者の実情に応じたソフト事業を一体的に実施している。

※平成 25 年度当初予算において「長期避難者生活拠点形成交付金」として創設し、平成 25 年度補正予算より「福島再生加速化交付金」に統合。

復興公営住宅については、平成26年9月12日時点で全体整備戸数4,890戸分の用地について、同交付金等事業計画の受付を完了したところである。福島県飯野地区の9月入居を皮切りに、復興公営住宅への入居状況は、平成26年11月15日時点で約60戸となっており、順次入居ができるよう整備を進めている。

③ 受入自治体への財政支援

平成25年度に、避難者受入れに係る財政措置の充実を図る観点から、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号)」の避難住民の受入れ経費に係る市町村分の特別交付税措置について、個別の受入れ事務に要する経費を積み上げる方式から、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直しを実施している。

④ コミュニティ研究会

長期避難者の将来的な帰還に向けて、避難者の良好なコミュニティ確保に努めていくため、平成25年7月24日にコミュニティ研究会を設置した。国、福島県、受入市町村及び避難元市町村が、有識者等の意見を聴取しながら、ハード・ソフト両面にわたって検討を行い、平成26年3月28日、研究会の成果を報告書として取りまとめた(「魅力あるコミュニティづくりのヒント」)。

(5) 住民意向調査の実施

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の 具体化等のための基礎情報収集を目的に、住民意向調査を実施している。 平成26年度は、10市町村を対象に実施する(予定含む)。調査結果を踏ま え、復興公営住宅の整備計画の精査、各自治体の復興計画等の検討のため 情報収集を行う。

(6) 原子力災害による健康不安等に関する被災者支援

議員立法により成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)」は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行えるよう、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

平成25年10月11日に、関係省庁における被災者生活支援等施策の検討・ 実施状況も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者 生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(以下この項において「基本 方針」という。)について、閣議決定を行うとともに、同日付けで国会に報 告した。現在、この基本方針に基づき、福島県の子供たちを対象とする自 然体験・交流活動支援事業や福島県からの県外自主避難者等への情報支援 事業を始めとした様々な被災者生活支援等施策を実施している。

(7) 除染加速のための取組

1)除染

平成25年1月11日、除染の加速と復興の推進を一体的に進めるために、 復興大臣・環境大臣の下に関係省庁からなる「除染・復興加速のためのタ スクフォース」を設置し、除染と復興関連の政策目的を同時に達成するた めの具体的な方策について、省庁横断的に検討を行った。

平成25年4月19日、第2回タスクフォースを開催し、以下4点について、各府省庁から中間報告を行った。

- 除染の新技術の利用拡大
- 除染とインフラ復旧の一体的推進
- 農地の除染と農業生産性向上の同時達成
- 森林の除染と林業の発展のための方策

また、平成25年9月10日、環境省において除染の加速化・円滑化のための施策を発表した。

平成26年8月28日、第3回タスクフォースを開催し、中間報告以降、 主要な検討項目や課題に対する具体的な方策の進捗状況等について、関係 省庁から報告を行った。

②中間貯蔵施設の整備に向けた動き

平成25年9月4日、中間貯蔵施設の整備と密接に関連する福島の復興 再生に係る各種施策の総合的な実施を推進するとともに、被災地の現場に おいて地元関係機関との円滑かつ迅速な協議等を行うため、復興大臣及び 環境大臣を本部長とする中間貯蔵施設等福島現地推進本部を設置した。

平成25年9月までに、楢葉町及び大熊町において基本的な調査を終え、同年10月には、双葉町でも現地調査に着手した。また、有識者から構成される検討会を設置し、安全確保策等の検討を進め、平成25年10月15日にその結果を取りまとめ、公表した。

その調査結果等を踏まえ、平成25年12月14日、国が福島県及び大熊町、双葉町、楢葉町に対し、中間貯蔵施設の受入れを要請した。平成26年2月12日、福島県から国に対し、施設の配置計画案の見直し(中間貯蔵施設の大熊町及び双葉町への集約)等の申入れがあり、同年3月27日、国は当該2町に集約すること等を回答した。

平成26年4月25日、国が福島県及び大熊町、双葉町に対し、中間貯蔵施設に係る生活再建・地域振興策等について追加回答を行うとともに、速やかな住民説明会の開催を要請した。平成26年5月1日、両町は住民説明会の開催を了承し、5月31日から6月15日までの間、中間貯蔵施設に関する住民説明会を福島県内で10回、県外で6回、計16回開催し、施設の安全性等について説明を行った。

平成26年7月28日と8月8日、国から福島県及び大熊町、双葉町に対し、住民説明会の意見等を踏まえて、両町の生活再建策・地域振興策等、 財政措置を含む国の考え方を提示した。

平成26年8月30日、福島県知事が大熊・双葉両町長と双葉郡8町村長と協議を実施し、中間貯蔵施設受入れを容認するとの考えを表明した。平成26年9月1日、国に対して、福島県知事が中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、大熊・双葉両町長が地権者への説明を了承する旨を伝えた。同日、内閣総理大臣と福島県知事・両町長の面会があり、知事から同様の内容を報告した。

平成 26 年 9 月 29 日から 10 月 12 日までの間、中間貯蔵施設の用地補償 等に関する説明会を福島県内で 9 回、県外で 3 回開催した。

(8) 産業・雇用の課題と取組

原子力災害による被害を受けた福島全体の産業の復興及び再生を早急に図るためには、放射性物質による直接の被害に対処するのみならず、産業・雇用の回復に万全を期すことが重要である。

具体的には農産品等における福島ブランドの再生、農林水産業の復興及び再生、中小企業を始めとした産業活動の活性化、観光の振興等について、福島全域を対象として相互の取組を有機的に連携させた一体的かつ総合的な取組を行っている。

さらに、避難指示区域等に指定された市町村については、上記に加え、 その特殊な状況に応じた対応が必要となる。双葉8町村の産業・雇用は、 震災前には電力関連産業に大きく依存しており、福島第一原子力発電所の 事故によりその経済構造に大きな影響がもたらされた。

まずは、製造業等の再開支援や企業等の誘致による雇用の進展を図りつつ、廃炉作業、除染・インフラ復旧等、当該地域に必要となる事業を地元雇用に配慮しながら行い、当面の雇用を確保していくことが課題である。

このため、被災事業者の操業の場を応急的に確保するため、仮設施設の整備を進めており、平成26年7月には、楢葉町において避難指示区域内で初となる仮設店舗が開設した。また、津波や原子力災害により甚大な被害

を受けた東北・福島県において工場等を新増設する企業に対する補助を実施するとともに、被災地域における商業回復を支援するため自治体等による商業施設の整備に対する補助を実施している。

また、再生可能エネルギー分野では、発電設備の導入や再生可能エネルギー発電の体験設備、展示パネルの設置等の支援を実施している。また、浮体式洋上ウィンドファームの実用化を目指し、福島県沖に世界最先端の浮体式洋上風力発電システムを設置し、洋上風力発電技術の確立を目指すとともに、安全性・信頼性・経済性の評価を行っている。加えて、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所が平成26年4月に開所し、地元企業が有する再生可能エネルギーに関する技術シーズの性能評価や地元大学等と連携した産業技術人材育成等への支援を行っている。

更に、平成24年度補正予算により、原発事故の影響で牧草を含む農産物生産の中止を余儀なくされた避難区域等の地域において、除染後農地の保全管理や営農再開に向けた作付実証等に対する支援を講じている。平成26年9月末時点で、南相馬市、広野町、川内村、田村市の約700haにおいて、米の作付を本格的に再開しているほか、その他の地域でも米や花きの実証栽培等が開始されている。平成29年度末までに、平成23年度以降に農産物生産の中止を余儀なくされた農地面積の6割で営農再開を図ることを目標としている。

(9) リスクコミュニケーション

関係省庁間の強力な連携のもと、原子力被災者を始めとする放射線による健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションに関する取組を効果的に推進している。

具体的には、平成26年2月18日、復興大臣と環境大臣の下、住民の帰還に向けたリスクコミュニケーションの在り方について、施策を担当している関係省庁間で検討し、「帰還に向けた放射線リスクコミュニーションに関する施策パッケージ」を取りまとめ、公表した。

また、福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための 知識・科学的知見、被ばく低減にあたっての国際的・専門的な考え方などの 基礎的な情報をコンパクトにまとめた資料「放射線リスクに関する基礎的情報」を作成した。

平成26年8月3日、科学的に確立されている放射線に関する理解を深めるため、専門家と少人数で意見交換する「放射線についての理解促進のための勉強会」を政府主催で実施し、専門家の講演の概要を動画及び新聞広告により情報発信した。

(10) 原子力災害による風評被害を含む影響への対応

原子力災害による風評被害については、福島県にとどまらず広範囲に及んでおり、農林水産物、食品を始めとして、工業製品、観光等に大きな影響を与えている。風評被害を含む放射性物質による影響の低減又は克服に向けて、政府は、放射線のモニタリング結果等の国内外への情報発信、販路拡大支援、観光業の振興支援、国際会議誘致等に取り組んでいる。

平成25年4月2日、平成25年度予算を中心に各府省庁における取組を取りまとめた「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」を公表し、同年11月7日にフォローアップを行い、福島県産農産物等の購入意欲の増加、各国における輸入規制緩和・撤廃の拡大及び東北6県における観光入込客数の低減傾向の鈍化や回復等の一定の効果が現れていることを確認した。

しかしながら、発災から3年超が経過した今も、未だに根強く残る風評被害の現状に鑑み、取り組むべき施策を以下の観点から体系的に整理し、 風評対策の強化を図るため平成26年6月23日に「風評対策強化指針」を 取りまとめた。

- ・「強化指針 1. 風評の源を取り除く」 根拠のない風評に対しては、被災地産品の放射性物質検査の実施や、 環境中の放射線量の把握と公表を行う。
- ・「強化指針 2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」 総理指示を踏まえ、消費者が知りたいと思っている情報を正確に分か りやすく伝えていくよう今までの伝え方を検証し、科学的、専門的な 知識を消費者目線で分かりやすく普及させる。
- ・「強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する」 風評を受けた産業に対して、官民の力を結集して取り組み、被災地産 品の販路拡大・新商品開発、国内外からの誘客促進等を図る。

これを踏まえ、平成26年7月~8月にかけて、復興大臣が経済三団体(日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所)に対して被災地産品の活用等を要請するなど取組強化を図っている。

さらに、諸外国・地域に対しても、政府一体となって輸入規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけてきており、オーストラリアにおいて輸入規制措置が撤廃され、シンガポールなどにおいて措置が緩和されるなどの動きが見られている。

4 各種制度、予算·決算

(1)復興関係制度の活用状況

①復興特区の活用状況

地域の創意工夫を活かした復興を推進するための新たな枠組みとして、 平成23年12月7日に、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を 展開できる自由度の高い復興交付金を創設する「東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)」が成立した。

同法に基づき、平成 26 年 9 月末時点で、規制・手続、税制上の特例措置 等を内容とする復興推進計画が 118 件認定された。

また、土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、岩手県の10市町村、宮城県の14市町、福島県の8市町村において公表されている。

<参考:復興推進計画の認定状況>(平成25年10月1日~平成26年9月30日)

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	6月27日	八戸市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	セメント製造設備の新設等が促進される。
	11月5日	一関市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	ピストンリング製造機械設備の新設が促進される。
	11月5日	奥州市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	米菓製造工場の増設が促進される。
	1月31日	釜石市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	ショッピングセンターの新設が促進される。
岩手	6月13日 変更認定	岩手県	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	公共施設、店舗・工場等の存続期間を延長し、 生活に必要なサービス等の安定的な供給を 行う。
	6月27日	大船渡市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	宿泊施設の新設が促進される。
	6月27日	陸前高田市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	ショッピングセンターの新設が促進される。
	6月27日	陸前高田市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	スーパーマーケットの新設が促進される。
	10月11日	南三陸町	準法の特例)	同町志津川字御前下地区内の第二種住居地域の一部において、水産加工工場等の立地を 促進するため、用途制限の緩和を行う。
宮城	10月29日	宮城県・ 35 市町村	・公営住宅の入居者要件等の特例	公営住宅の入居者要件の緩和により、被災者 の住宅確保を促進する。
	10月29日	山元町		小売業・サービス業等の集積について、企業 の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進

				される。
	11月5日	石巻市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	救急病棟の建設が促進される。
	11月5日	塩竈市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	冷蔵冷凍処理加工施設の整備が促進される。
	11月5日	栗原市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	自動車用プレス・樹脂製品製造工場の増設が 促進される。
	1月31日	仙台市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	仮設小学校校舎、大学校舎等の存続期間を延 長し、生活に必要なサービス等の安定的な供 給を行う。
	1月31日	仙台市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	物流倉庫の新設が促進される。
	1月31日	村田町	・金融上の特例(利子補給金の支給)	建築資材製造工場の増設が促進される。
	2月28日 変更認定	3 4 市町村	・産業集積関係の税制上の特例(国税、 地方税)・工場立地法等に基づく緑地等規制の 特例	ものづくり産業(自動車関連産業、高度電子機械産業等)について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	2月28日 変更認定	石巻市	地方税) ・指定会社に対する出資に係る税制上	商業、福祉・介護業等について、企業の新規 立地・投資及び被災者の雇用が促進される。 まちづくり会社の財務基盤が強化され、同社 のまちづくり支援活動が活性化される。
	9月29日	女川町	準法の特例)	同町鷲神浜地区内の第一種中高層住居専用 地域他の一部において、事務所・ホテル等の 建築物の整備が可能になるよう、用途制限の 緩和を行う。
	11月5日	いわき市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	段ボール原紙抄紙機の増設が促進される。
	11月5日	いわき市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	スポーツ用品等配送センターの新設が促進される。
	11月5日	白河市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	医療用品製造工場の新設が促進される。
	11月5日	伊達市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	段ボール生産設備の増強が促進される。
	11月5日	本宮市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	フルーツ食品製造工場の整備が促進される。
福	11月5日	本宮市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	半導体電子部品製造工場の増強が促進され る。
島	11月5日	会津坂下町	・金融上の特例(利子補給金の支給)	菓子製造工場の増設が促進される。
	11月5日	棚倉町	・金融上の特例(利子補給金の支給)	砕砂製造設備の増強が促進される。
	11月5日	塙町	・金融上の特例(利子補給金の支給)	金属材製造工場の新設等が促進される。
	11 月 29 日 2 月 28 日 変更認定	福島県・ 59 市町村	・産業集積関係の税制上の特例 (国税、 地方税)	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連 産業、農業関連産業、漁業関連産業等につい て、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇 用が促進される。
	1月31日 変更認定	南相馬市		応急仮設建築物の存続期間について、期間を 延長することが可能となり、校舎、廃棄物処

				理施設、仮設施設の整備を通じ中小企業等の 再建が促進される。
	1月31日	白河市		ゴム製品製造設備の増設が促進される。
	1月31日	須賀川市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	医薬品原薬製造設備の増設が促進される。
	1月31日	南相馬市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	野菜栽培施設の新設が促進される。
	1月31日	只見町	・金融上の特例(利子補給金の支給)	自動車部品製造工場の増設が促進される。
	1月31日	玉川村	・金融上の特例(利子補給金の支給)	車用ブレーキ部品製造設備の増設が促進さ れる。
	1月31日	玉川村	・金融上の特例(利子補給金の支給)	車用ポンプ部品製造設備の増設が促進される。
	6月27日	いわき市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	医薬品製造設備の増設が促進される。
	6月27日	いわき市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	総合研究開発施設の建設及び化学品等製造 設備の増設等が促進される。
	6月27日	須賀川市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	通所リハビリテーション施設の増設が促進 される。
	6月27日	須賀川市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	廃棄物破砕施設の整備が促進される。
	6月27日	南相馬市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	物流施設の整備が促進される。
	6月27日	本宮市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	サーミスタ製造工場におけるラインの増設が促進される。
	11月5日	神栖市	・金融上の特例(利子補給金の支給)	重油分解装置等の新設が促進される。
茨 城	6月13日 変更認定	茨城県・40 市町村	・公営住宅の入居者要件等の特例	公営住宅の入居者要件の緩和により、被災者 の住宅確保を促進する。
	6月27日	東海村	・金融上の特例(利子補給金の支給)	物流センターの整備が促進される。

<参考:復興整備計画の公表状況>

	多方:1を兴空111日 			
地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	〇計 10 市町村 (宮古市、大船渡市、 久慈市、陸前高田市、 釜石市、山田町、大 槌町、岩泉町、田野 畑村、野田村)	計 148 地区	・市街地開発事業 (宮古市等の計 21 地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計 43 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計 59 地区) ・土地改良事業 (釜石市の計 2 地区) ・その他施設(例:サケふ化場) の整備に関する事業 (宮古市等の計 51 地区)	・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計 55 地区) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市の計 2 地区)
宮城	〇計 14 市町 (仙台市、石巻市、 塩竈市、気仙沼市、 名取市、多賀城市、 岩沼市、東松島市、 亘理町、山元町、七 ヶ浜町、利府町、女 川町、南三陸町)	計 344 地区	・市街地開発事業 (石巻市等の計 27 地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計 193 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計 47 地区) ・土地改良事業 (南三陸町の計 2 地区) ・その他施設(例:太陽光発電) の整備に関する事業 (仙台市等の計 107 地区)	・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計 183 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計 142 地区) ・自然公園法の建設等許可みなし (石巻市等の計 35 地区)
福島	〇計8市町村 (いわき市、相馬市、 南相馬市、広野町、 楢葉町、新地町、 川俣町、川内村)	計 170 地区	・市街地開発事業 (いわき市等の計7地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計51地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計60地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計11地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (楢葉町の計1地区) ・その他施設(例:植物工場) の整備に関する事業 (いわき市等の計47地区)	・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計 71 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計 15 地区)

[※] 復興庁作成(平成26年9月末時点)

②復興交付金の活用状況

復興交付金については、一本の事業計画により市街地の再生等に必要な事業の実施を可能とし、すべての地方負担に手当を行ったほか、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、被災地の負担軽減のための措置を行っている。

平成25年3月の第5回配分時には、復興のステージの高まりに対応した 採択対象の拡大、効果促進事業の使い勝手を向上するための制度の見直し (効果促進事業の一括配分(予算の一定割合を先渡し)の使途を限定列挙 したポジティブリストの廃止等)といった更なる運用の柔軟化を実施した。 また、震災遺構の保存についても、当初から対応していた調査費に加え、 平成25年11月に示した「震災遺構の保存に対する支援について」に基づ き、保存に必要な初期費用について支援を実施している。

これまでに、交付可能額通知を9回行っており、その事業費は2兆5,657 億円(うち国費2兆746億円)となっている。

<参考:復興交付金(県別の交付可能額)>

第 1 回: 平成 24 年 3 月 2 日 第 2 回: 平成 24 年 5 月 25 日 第 3 回: 平成 24 年 8 月 24 日 第 4 回: 平成 24 年 11 月 30 日 第 5 回: 平成 25 年 3 月 8 日 第 6 回: 平成 25 年 6 月 25 日 第 7 回: 平成 25 年 11 月 29 日 第 8 回: 平成 26 年 3 月 7 日 第 9 回: 平成 26 年 6 月 24 日

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
事業費	1.0	51.0	6, 754. 4	14, 971. 2	3, 218. 3	498. 1	8. 7	3. 0	129. 6	1. 2	20. 9	25, 657. 3
(うち第1回)	_	18. 3	957. 2	1, 437. 8	603. 4	28. 2	8. 1	_	1. 9	_	_	3, 054. 9
(うち第2回)	_	0. 9	980. 6	1, 703. 6	370. 9	44. 6	_	_	53. 9	0. 9	9. 9	3, 165. 4
(うち第3回)	0. 2	0.8	594. 3	1, 020. 7	182. 1	5. 7	_	0. 5	1.6	0. 1	_	1, 805. 9
(うち第4回)	_	17. 4	2, 401. 7	5, 059. 1	986. 5	294. 8	_	_	41. 4	_	1. 9	8, 802. 8
(うち第5回)	_	1. 3	510. 3	1, 657. 6	349. 4	10.8	_	2. 5	3. 2	_	4. 6	2, 539. 8
(うち第6回)	0.8	3.0	218. 3	284. 3	122. 9	1. 6	_	_	1. 2	0. 1	_	632. 0
(うち第7回)	_	2. 5	325. 4	1, 561. 4	359. 5	87. 2			2. 2	-	_	2, 338. 2
(うち第8回)	_	3. 8	623. 3	1, 742. 2	204. 5	21. 0	_	_	17. 1	_	4. 5	2, 616. 5
(うち第9回)	_	3. 0	143. 3	504. 4	39. 1	4. 2	0. 6	_	7. 2	0. 05	_	702. 0
国費	0. 7	41.6	5, 478. 7	12, 142. 2	2, 573. 5	383.7	6.6	2. 2	99. 2	1. 0	17. 0	20, 746. 4
(うち第1回)	_	15. 7	797. 6	1, 162. 3	505. 1	21. 9	6. 1	_	1. 4	_	_	2, 510. 2
(うち第2回)	_	0. 7	798. 5	1, 418. 2	306. 1	37. 2	_	_	42. 0	0.8	8. 4	2, 611. 9

(うち第3回)	0. 2	0.6	485. 8	804. 3	137. 7	4. 3	_	0.4	1. 2	0. 1	_	1, 434. 6
(うち第4回)	_	13. 8	1, 953. 4	4, 134. 8	788. 4	223. 9	_	_	32. 1	_	1.6	7, 148. 0
(うち第5回)	_	1.0	406. 7	1, 307. 4	267. 0	8. 0	_	1. 9	2. 4	_	3. 5	1, 997. 9
(うち第6回)	0.6	2. 3	183. 8	238. 7	99. 4	1.3	_	_	0. 9	0. 1	_	527. 2
(うち第7回)	_	2. 0	250. 2	1, 237. 3	274. 2	66. 7	_	_	1.7	_	_	1, 832. 0
(うち第8回)	_	3. 0	488. 7	1, 453. 0	165. 5	17. 2	_	_	12. 1	_	3. 6	2, 143. 1
(うち第9回)	_	2. 4	113. 9	386. 2	30. 0	3. 2	0. 5	_	5. 4	0. 04	_	541.5

- ※ 県別、単位は億円
- ※ 復興庁作成 (平成 26 年 9 月末時点)

<参考:復興交付金(主な事業)>

- 防災集団移転促進事業(28 市町村(約1.2 万戸(移転先住宅団地))、約5,083 億円)
- 災害公営住宅整備事業(58市町村(約2.1万戸)、約6,272億円)
- 道路事業(49市町村、約2,910億円)
- 水産・漁港関連施設整備事業(34市町村、約2,132億円)
- 都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)(21 市町村、約1,952 億円)
- 農地整備、農業用施設等整備事業(35市町村、約1,433億円)

③福島再生加速化交付金等の活用状況

(i) 福島再生加速化交付金(再生加速化)の活用状況

放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、町内復興拠点の整備、 農業・商工業再開の環境整備等の事業に対する支援を実施している。平成 25 年度補正予算における制度創設から平成 26 年 9 月 12 日までに交付可能 額通知を3回行っており、事業費は約 128 億円となっている。

<参考:福島再生加速化交付金(再生加速化)を活用した主な事業>

- •福島再生賃貸住宅整備事業(3市町村、約1億円)
- 生活環境向上支援事業(6市町村、約6億円)
- ・個人線量管理・線量低減活動支援事業(福島県及び17市町村、約13億円)
- 農業基盤整備促進事業(福島県及び2市、約6億円)
- ·原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業(6市町村、約63億円)

(ii) コミュニティ復活交付金(福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点 形成)) の活用状況

復興(災害)公営住宅の整備を中心に、関連する基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施している。平成 25 年度予算における制度創設から平成 26 年 9 月 12 日までに交付可能額通知を 7 回行っており、事業費は約 963 億円となっている。

<参考:コミュニティ復活交付金を活用した主な事業>

- 災害公営住宅整備事業(14市町村(4,345戸)、約945億円)
- 道路事業(7地区、約10億円)
- (iii) 子ども元気復活交付金(福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)) の活用状況

子育て世帯の帰還・定住を促進するために、公的な賃貸住宅の整備、子どもの運動機会の確保のための運動施設整備等、さらにはこれと一体となって整備の効果を増大するプレイリーダーの育成等のソフト施策の実施が可能である。平成 25 年度予算における制度創設から平成 26 年 7 月 11 日までに交付可能額通知を 5 回行っており、事業費は約 197 億円で、運動施設 41 箇所、遊具の更新 562 箇所の整備等を進めている。

<参考:子ども元気復活交付金を活用した主な事業>

- 学校・保育所・公園等の遊具の更新
- 運動施設等の整備
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備
- プレイリーダーの養成
- (iv) 地域の希望復活応援事業(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業)の活用状況

福島県の原子力被災 12 市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策が可能である。平成 24 年度補正予算における制度創設から平成 26 年 9 月まで実施した事業費は約 104 億円となっている。

<参考:地域の希望復活応援事業を活用した主な事業>

- ・生活関連サービスの支援
- · 荒廃抑制、保全対策

(2)予算・決算

①復興財源

復興財源については、平成 25 年 1 月 29 日に復興推進会議において、被災地の復旧・復興のための施策・事業を円滑に実施し、加速化を図るため、「集中復興期間」(平成 23 年度~平成 27 年度)における復旧・復興事業の規模と財源について見直しを行い、財源として 25 兆円程度を確保することを決定した。

また、毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要となる施策・事業を見直した上で、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保することとしている。

②予算

(i) 平成 25 年度東日本大震災復興特別会計補正予算

「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)に基づき、東日本大震災の被災地の普及・復興を加速するため、福島の早期帰還支援策の強化、津波被災地において本格化しつつある復興まちづくりの加速、産業の復興への支援等を行うため、平成25年度東日本大震災復興特別会計補正予算に復興関係経費として5,638億円を計上した。

復興庁所管分の概要は以下のとおりである。

- ・ 福島の再生(原子力災害からの復興・再生) 1,719億円 平成25年8月に避難指示区域の見直しが完了し、今後は避難住民の早期帰 還の実現が課題となる。このため、長期避難者への支援策に加え、生活環境 向上等の早期帰還支援策を強化するとともに、産業の復興を支援する。
- ・ 復興まちづくり(まちの復旧・復興) 1,606億円 津波被災地において、防災集団移転促進事業等の事業着手が着実に進展しており、まちづくりの動きが本格化しつつある状況を踏まえ、東日本大震災 復興交付金によるまちづくり、災害復旧、復興道路等の整備等を推進し、復 興まちづくりの加速化を図る。
- ・ 産業の復興(産業の振興・雇用の確保) 1,329億円 着実に進んでいる産業の復興の動きを確実なものとするため、地域経済の 核となる中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の復旧 等の支援等を行うとともに、企業立地補助制度による雇用の創出や商業回復 等を通じた地域経済の活性化を図り、産業の復興を支援する。
- 被災者支援 298億円

(ii) 平成 26 年度東日本大震災復興特別会計予算

平成 26 年度東日本大震災復興特別会計予算は3兆 6,464 億円であり、 平成 26 年度復興庁予算の概要は以下のとおりである(括弧内は平成 25 年度予算額)。

- ・ 被災者支援 1,117 (1,883) 億円 被災者の住宅再建、被災した学生の修学等を引き続き支援するととも に、被災者の避難の長期化が見込まれる中、心のケア等の被災者の健康・ 生活面での支援を着実に進める。
- ・ まちの復旧・復興 13,296 (16,670) 億円 津波被災地において、防災集団移転促進事業等の事業着手が着実に進 展しており、まちづくりの動きが本格化しつつある状況を踏まえ、東日 本大震災復興交付金等により、引き続き復興まちづくりの加速化を図る。
- ・ 産業の振興・雇用の確保 1,306(3,075)億円 着実に進んでいる産業の復興の動きを確実なものとするため、被災し た中小企業や農林漁業者等の復旧・復興の取組を引き続き支援する。
- ・ 原子力災害からの復興・再生 6,600 (7,264) 億円 福島の復興・再生について、除染・放射性物質汚染廃棄物処理を加速 するとともに、平成25年8月の避難指示区域の見直し完了を受け、長期 避難者のための支援策、早期帰還支援策等を引き続き推進する。
- 「新しい東北」先導モデル事業等 16 (一) 億円 「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取 組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとし ていくため、被災地の住民や団体の発意による「新しい東北」に資する 先導的な幅広い取組の支援等を実施する。

③決算

平成25年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入 予算額5兆3,023億円に対し収納済歳入額は6兆7,703億円であって、予 算額との差は1兆4,679億円の増加である。

歳出については、歳出予算現額6兆9,386億円に対し支出済歳出額は4兆4,067億円、翌年度繰越額1兆9,604億円及び不用額5,714億円である。

この結果、収納済額と支出済額の差額として2兆 3,635 億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

④復興関連予算使途の厳格化

復興関連予算については、流用等の批判を招くことがないよう、平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算について使途の厳格化を図った。

この際、平成23年度第3次補正予算及び平成24年度当初予算において造成された基金については、支出済みであったため、対象外となっていたが、平成25年7月に、これらの基金についても更なる使途の厳格化を行うこととした。

具体的には、同年7月に、16基金23事業のうち、執行済み及び執行済みと認められるものを除くものについて、復興庁及び財務省から、基金を所管する府省に対し、基金の執行を見合わせ、国へ返還すること等を要請したところである。平成25年度における国庫返還額は1,295億円となっている。